

遊休農地に関する措置マニュアル (資料編)

平成29年3月

(最終改正：令和5年7月)

福島県農林水産部農村振興課

目 次

1	農地法三段表（第四章関係抜粋）	1
2	農地法の運用について（第四章関係抜粋）	1 8
3	農地法に係る事務処理要領（第四章関係抜粋）	3 5
4	利用意向調査様式	7 2
5	遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について（通知）	7 4
6	非農地判断の徹底について（国通知）	8 5
7	所有者不明農地について	9 6
8	所有者不明農地（相続未登記農地）における探索範囲について（国通知）	9 8
《参考》		
1	農地中間管理機構における遊休農地事務手続きについて	1 0 1
2	福島県農地中間管理機構所有者不明農地等取扱要領	1 1 2
3	非農地通知関係参考様式	1 2 3
	連絡先	1 4 0

1 農地法三段表 (第四章関係抜粋)

※ 縦書き右開きとなっているためP17からお読みください。

なければならぬ。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3 施行日前に旧農地法第四条第六項又は第五条第五項において準用する旧農地法第四条第三項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第四条第九項（新農地法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

◎ 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）、並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定（同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項とする部分を除く。）、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定（「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。）、同法第三十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

（農地の転用の制限等に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にされた第三条の規定による改正前の農地法（次項において「旧農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をすることがどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりされた許可（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。）は、新農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりされた許可とみなす。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

◎ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

（遊休農地に関する措置に関する経過措置）

第十二条 第五条の規定による改正後の農地法（次項において「新農地法」という。）第三十二条第三項の規定は、施行日以後にされる公示について適用し、施行日前にされた公示及び当該公示に係る農地法第四十一条の規定による通知、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 新農地法第三十九条第三項の規定は、施行日以後にされる農地法第三十六条第一項の規定による勧告に係る裁定について適用し、施行日前にされた同項の規定による勧告に係る裁定については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

◎ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和四年政令第三百五十五号）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

4 施行日前にされた旧農地法第三十四条第一項の規定による勧告に係る同条第二項並びに旧農地法第三十五条から第三十七条まで及び第四十三条第一項の規定による報告、調停、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる調停に係る調停案の受諾に伴う所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧農地法第三十七条又は第四十三条第一項の規定による申請があつた場合（第四項の規定によりなお従前の例により施行日以後にこれらの申請があつた場合を含む。）における特定利用権（旧農地法第三十七条に規定する特定利用権をいう。次項において同じ。）又は旧農地法第四十三条第一項に規定する遊休農地を利用する権利の設定については、なお従前の例による。

7 施行日前に設定された特定利用権又は旧農地法第四十三条第一項に規定する遊休農地を利用する権利（前項の規定によりなお従前の例により施行日以後に設定されたこれらの権利を含む。）については、なお従前の例による。

8 施行日前にされた旧農地法第四十四条第一項の規定による命令に係る市町村長による同条第三項の支障の除去等の措置及び当該措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

◎ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五（略）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

◎ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三（略）

（農地法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 この法律の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の農地法（以下この条及び次条において「旧農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請は、第三条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請とみなす。

2 前項の場合において、旧農地法第四条第三項（旧農地法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、前項の申請が、同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする行為に係るもの又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するものに係るものであるときは、都道府県知事は、新農業委員会法第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴か

第六十九条 第三条の三の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

2 (農林水産大臣に対する協議)
都道府県知事等は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの(第三号において「地域整備法」という。))の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。)に係る第四条第一項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四条第八項の協議を成立させようとする場合

三 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。)に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

四 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五条第四項の協議を成立させようとする場合

附則抄

7 (農林水産大臣に対する協議を要しない四ヘクタールを超える農地の転用)
法附則第二項第一号の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるものは、第四条第一項第二号(1)から(5)までに規定する法律とし、法附則第二項第一号の政令で定める要件は、同条第一項第二号(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号(1)から(5)までに掲げるものに該当することとする。

8 (農林水産大臣に対する協議を要しない四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動)
法附則第二項第三号の政令で定める要件は、第四条第一項第二号(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号(1)から(5)までに掲げるものに該当することとする。

◎ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)
附則

(遊休農地に関する措置に関する経過措置)

第六条 施行日前にされた第二条の規定による改正前の農地法(以下この条において「旧農地法」という。)第三十二条の規定による通知であつて、旧農地法第三十三条第一項の規定による届出がされていないものは、新農地法第三十二条第一項の規定による利用意向調査とみなす。

2 施行日前にされた旧農地法第三十二条ただし書の規定による公告は、新農地法第三十二条第三項の規定によりされた公示とみなす。

3 施行日前にされた旧農地法第三十三条第一項の規定による届出は、旧農地法第三十四条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当し、かつ、同項の規定による勧告がされていないときは、新農地法第三十二条第一項の規定による利用意向調査に係る意思の表明とみなす。

<p>一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該支障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確認することができないとき。</p> <p>三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者等に負担させることができる。</p> <p>5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。</p>	<p>第五章 雑則</p>	<p>（農作物栽培高度化施設に関する特例）</p> <p>第四十三条 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他当該農地に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>（支障の除去等の措置に係る費用負担）</p> <p>第八十八条 市町村長は、法第四十二条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。</p>	<p>第四章 雑則</p>	<p>（農作物栽培高度化施設を設置するための届出）</p> <p>第八十八条の二 法第四十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。</p> <p>一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）</p> <p>二 届出に係る土地の所在、地番、地目、面積及び所有者の氏名又は名称</p> <p>三 届出に係る施設の面積、高さ、軒の高さ及び構造</p> <p>四 届出に係る施設を設置する時期</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号に掲げる図面については、農作物栽培高度化施設の底面とするために既存の施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆うときは、当該図面を添付することを要しない。</p> <p>一 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書</p>

<p>の所有者等のために供託しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による補償金の供託は、当該農地の所在地の供託所にするものとする。</p> <p>7 第十六条の規定は、第四項の規定により農地中間管理機構が取得する利用権について準用する。この場合において、同条中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。</p>		
<p>(措置命令)</p> <p>第四十二条 市町村長は、第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p>	<p>第二十九条 法第四十二条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育</p> <p>二 地割れ</p> <p>三 土壌の汚染</p>	<p>(措置命令書の記載事項)</p> <p>第八十七条 法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 講ずべき支障の除去等の措置の内容</p> <p>二 命令の年月日及び履行期限</p> <p>三 命令を行う理由</p> <p>四 法第四十二条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨</p> <p>2 法第四十二条第三項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。</p>
<p>3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p>		

き使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものである場合において、当該申出の結果、その農地の所有者等で知れているもの持分が二分の一を超えないときを含む。）は、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、農地中間管理機構は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「にこれを」とあるのは「で知れているものがあるときは、その者にこれを」と、第三十九条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「農地中間管理権」とあるのは「利用権」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃の支払の相手方及び」とあるのは「補償金の支払の」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農地中間管理機構（当該裁定の申請に係る農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者及び農地中間管理機構）に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、農地中間管理機構は、利用権を取得する。

5 農地中間管理機構は、第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた利用権の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該農地

（所有者等を確認することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）
第八十五条 法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
- 二 当該申請に係る農地の利用の現況
- 三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
- 五 その他参考となるべき事項

（利用権の裁定の通知等）

第八十六条 法第四十一条第三項の規定による通知は、同条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

2 法第四十一条第三項の規定による公告は、当該裁定に係る農地の所有者等に係る情報及び同条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

<p>三 農地中間管理権の始期及び存続期間</p> <p>四 借賃</p> <p>五 借賃の支払の相手方及び方法</p> <p>3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同号に規定する存続期間については四十年を限度としなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。</p>	<p>(裁定の効果等)</p> <p>第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農地中間管理機構及び当該裁定の申請に係る農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、農地中間管理機構と当該裁定に係る農地の所有者等との間に当該農地についての農地中間管理権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。</p> <p>3 民法第二百七十二条ただし書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二条（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項の場合には、適用しない。</p>	<p>(所有者等を確知することができない場合における農地の利用)</p> <p>第四十一条 農業委員会は、第三十二条第三項（第三十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による公示をした場合において、第三十二条第三項第三号に規定する期間内に当該公示に係る農地（同条第一項第二号に該当するものを除く。）の所有者等から同条第三項第三号の規定による申出がないとき（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づ</p>
<p>(農地中間管理権の裁定の通知等)</p> <p>第八十四条 法第四十条第一項の規定による通知は、法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。</p> <p>2 法第四十条第一項の規定による公告は、第八十一条第一号に掲げる事項及び法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。</p>		

<p>2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。</p> <p>(裁定) 第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、前条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。</p> <p>2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>二 農地中間管理権の内容</p>	
	<p>段によりするものとする。</p> <p>(意見書において明らかにすべき事項) 第八十三条 法第三十八条第二項(法第四十一条第二項の規定により準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第四十一条第二項の規定により法第三十八条第二項の規定を準用する場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)</p> <p>二 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容</p> <p>三 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画</p> <p>四 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由</p> <p>五 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由</p> <p>六 意見の趣旨及びその理由</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p>

<p>三 当該農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき。</p> <p>四 これらの利用意向調査を行った日から起算して六月を経過した日においても、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき。</p> <p>五 前各号に掲げるときのほか、当該農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認められるとき。</p> <p>2 農業委員会は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を農地中間管理機構（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、農地中間管理機構及びその農地の所有者）に通知するものとする。</p>	<p>（裁定の申請）</p> <p>第三十七条 農業委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る農地について、農地中間管理権（賃借権に限る。第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第二項において同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。</p>	<p>（意見書の提出）</p> <p>第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならぬ。</p>
<p>（農地中間管理権の設定に関する裁定の申請手続）</p> <p>第八十一条 法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）</p> <p>二 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>三 当該申請に係る農地の利用の現況</p> <p>四 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細</p> <p>五 希望する農地中間管理権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p>		<p>（裁定の申請の公告）</p> <p>第八十二条 法第三十八条第一項の農林水産省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 法第三十八条第一項の規定による公告は、前条各号に掲げる事項を都道府県の公報に掲載することその他所定の手</p>

<p>、その農地の農業上の利用の増進が図られるよう必要なあつせんその他農地の利用関係の調整を行うものとする。</p>	<p>(農地中間管理機構による協議の申入れ)</p> <p>第三十五条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行った場合において、これらの利用意向調査に係る農地（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内のものに限る。次条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があつたときは、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた農地中間管理機構は、速やかに、当該農地の所有者等に対し、その農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。ただし、その農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第二項第一号に規定する基準に適合しない場合において、その旨を農業委員会及び当該農地の所有者等に通知したときは、この限りでない。</p>	<p>(農地中間管理権の取得に関する協議の勧告)</p> <p>第三十六条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。ただし、当該各号に該当することにつき正当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 当該農地の所有者等からその農地を耕作する意思がある旨の表明があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき。</p> <p>二 当該農地の所有者等からその農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（前条第一項に規定する意思の表明を含む。）があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき。</p>

<p>2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する農地がある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項第二号中「面積並びにその農地が第一項各号のいずれに該当するか」とあるのは「面積」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。</p>	
<p>(農地の利用関係の調整)</p> <p>第三十四条 農業委員会は、第三十二条第一項又は前条第一項の規定による利用意向調査を行ったときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等から表明されたその農地の農業上の利用の意向についての意思の内容を勘案しつつ</p>	<p>業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの</p> <p>イ その農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）で耕作の事業に従事するものが死亡したもの</p> <p>ロ その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの</p> <p>二 その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものから農業委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第三十二条第三項の規定による公示が必要である旨の申出があつたもの</p> <p>三 その農地に係る農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）又は農業の経営の委託の期間の残存期間が一年以上であつて、農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないもの</p> <p>四 法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された農地中間管理権の残存期間が一年以上であるもの</p> <p>五 法第四十一条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が一年以上であるもの</p> <p>第七十九条 法第三十三条第三項の農林水産省令で定める農地は、第七十七条各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>第八十条 削除</p>

<p>第三十三條 農業委員会は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地があるときは、その農地の所有者等に対し、利用意向調査を行うものとする。</p>	<p>四 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>4 前項第三号に規定する期間内に同項の規定による公示に係る農地の所有者等から同号の規定による申出があつたときは、農業委員会は、その者に対し、第一項の規定による利用意向調査を行うものとする。</p> <p>5 前項の場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものであるときは、農業委員会は、第三項第三号の規定による申出の結果、その農地の所有者等で知れているもの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、第一項の規定による利用意向調査を行うものとする。</p> <p>6 前各項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。</p>
<p>第七十八條 法第三十三條第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事</p>	<p>（利用意向調査の対象とならない農地）</p> <p>第七十七條 法第三十二條第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条（第二号に係る部分に限る。）の規定により農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は農業の経営の委託の解除がされたもの</p> <p>二 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるもの</p> <p>（所有者等を確知することができない場合の公示事項）</p> <p>第七十六條 法第三十二條第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して二月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十一条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。</p> <p>ならない。</p> <p>一 当該申出を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）</p> <p>二 当該申出に係る農地の所在、地番、地目及び面積</p>

び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査(以下「利用意向調査」という。)を行うものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)

2 前項の場合において、その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係るものであつて、かつ、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその農地の所有者等の一部を確知することができないときは、農業委員会は、その農地の所有者等で知れているものの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、同項の規定による利用意向調査を行うものとする。

3 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、第一項各号のいずれかに該当する農地がある場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその農地の所有者等(その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について二分の一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第一項及び第五十五条第二項において同じ。)を確知することができないときは、次に掲げる事項を公示するものとする。この場合において、その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係るものであるときは、その者にその旨を通知するものとする。

一 その農地の所有者等を確知できない旨

二 その農地の所在、地番、地目及び面積並びにその農地が第一項各号のいずれに該当するかの特

三 その農地の所有者等は、公示の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、農業委員会に申し出るべき旨

(遊休農地に係る探索の特例)

第七十四条の二 農業委員会が、法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第二十二条の二第一項の規定による要請に係る探索を行つた場合には、当該農地について法第三十二条第二項及び第三項(これらの規定を法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による探索を行つたものとみなす。

(所有者等を確知することができない場合における所有者等からの申出手続)

第七十五条 法第三十二条第三項第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

<p>第三十条 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。</p>	<p>（農業委員会に対する申出）</p> <p>第三十一条 次に掲げる者は、次条第一項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体</p> <p>二 その農地の周辺の地域において農業を営む者（その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。）</p> <p>三 農地中間管理機構</p> <p>2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>（利用意向調査）</p> <p>第三十二条 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及</p>
<p>第七十二条 法第三十条第一項の規定による利用状況調査は、当該調査の対象となる農地が法第三十二条第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて行うものとする。</p>	<p>（農業委員会に対する申出を行うことができる団体）</p> <p>第七十三条 法第三十一条第一号の農林水産省令で定める農業者の組織する団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>一 農業協同組合</p> <p>二 土地改良区</p> <p>三 農業共済組合及び農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会（同法第一百条第一項から第三項までの規定により法第三十一条第一項第一号の市町村において共済事業を行うものに限る。）</p> <p>四 農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定を受けた団体</p> <p>五 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人又は特定農業団体</p>	<p>（利用意向調査）</p> <p>第七十四条 法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、別記様式により行うものとする。</p>

<p>(政令への委任) 第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>2 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。</p> <p>(小作主事の意見徴収) 第二十六条 仲介委員は、第十八条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行う場合には、都道府県の小作主事の意見を聴かなければならない。 2 仲介委員は、和解の仲介に関して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。</p> <p>(仲介委員の任務) 第二十七条 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。</p> <p>(都道府県知事による和解の仲介) 第二十八条 都道府県知事は、第二十五条第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行う。 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。 3 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。</p>	<p>第二十六条 法第二十五条第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適當であると認めた理由を明らかにしてしなければならない。</p>	<p>第二十六条 法第二十五条第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適當であると認めた理由を明らかにしてしなければならない。</p>	<p>第二十六条 法第二十五条第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適當であると認めた理由を明らかにしてなければならない。</p>
<p>第四章 遊休農地に関する措置</p>	<p>第二十七条 第二十三条から第二十五条までの規定は、法第二十八条の規定による和解の仲介について準用する。 第二十八条 都道府県知事は、法第二十八条の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第二十五条第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。</p>	<p>第三章 遊休農地に関する措置</p>		
<p>(利用状況調査)</p>				

<p>○農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―第二条の二） 第二章 権利移動及び転用の制限等（第三条―第十五条） 第三章 利用関係の調整等（第十六条―第二十九条） 第四章 遊休農地に関する措置（第三十条―第四十二条） 第五章 雑則（第四十三条―第六十三条の二） 第六章 罰則（第六十四条―第六十九条） 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。 2 この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう。 一 疾病又は負傷による療養 二 就学 三 公選による公職への就任</p>	<p>○農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）</p>	<p>目次 第一章 権利移動及び転用の制限等（第一条―第二十一条） 第二章 利用関係の調整等（第二十二条―第二十八条） 第三章 遊休農地に関する措置（第二十九条） 第四章 雑則（第三十条―第三十八条） 附則</p>	<p>○農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）</p>	<p>（世帯員とみなす事由）</p>
------------------------------	--	---------------------------------	---	----------------------------------	--------------------

2 農地法の運用について (第四章関係抜粋)

「農地法の運用について」の制定について

制定 平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号
改正 平成26年3月31日25経営第3962号
平成26年4月1日25農振第2473号
平成26年5月30日26農振第701号
平成26年9月30日26経営第948号
平成28年3月30日27経営第3412号・27農振第2452号
平成28年5月25日28経営第509号
平成29年6月1日29経営第686号
平成30年3月1日29農振第1771号
平成30年3月12日29経営第3241号
平成30年3月30日29農振第2994号
平成30年4月1日29経営第3621号
平成30年11月20日30経営第1793号・30農振第2309号
平成31年3月29日30農振第4000号
令和元年11月1日元経営第1606-1号・元農振第2013号
令和2年4月1日元経営第3260号・元農振第3698号
令和3年6月14日3経営第822号・3農振第712号
令和4年3月31日3農振第2887号
令和4年6月28日4農振第949号
令和4年7月5日4経営第1016号
令和4年9月30日4農振第1731号・国都計第102号
令和5年3月31日4経営第3237号・4農振第3646号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
全国農業会議所会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農地保有合理化協会会長

殿

農林水産省経営局長
農林水産省農村振興局長

「農地法の運用について」の制定について

第171回国会において成立した農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）については、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）及び農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）と併せて、平成21年12月15日から施行されることとなった。

これらの法令の適切な運用を図るためには、地方公共団体が、法律又はこれに基づく政令に定められた法定受託事務を適切に実施するだけでなく、自治事務についても積極的な取組を行うことが期待される場所である。

このため、これらの法令の改正内容及び従来の通知の規定内容を踏まえ、各都道府県等の行う事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、別添「農地法の運用について」を制定し、平成21年12月15日から施行することとしたので、御了知の上、貴傘下団体に周知徹底を図る等遺憾のないように措置されたい。

なお、法定受託事務については、別途処理基準として通知するので、念のため申し添える。

農地法の運用について

第1 農地又は採草放牧地の権利移動

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第4項の「市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるとき」とは、例えば、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画において定められている土地利用区分と異なる権利取得が行われるとき、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において定められている農用地利用改善事業等の実施が困難となる権利取得が行われるとき等地域における土地利用計画との整合性等を図る必要があるときをいう。

なお、法第43条第1項の規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について（平成30年11月20日付け経営第1796号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

第2 農地又は採草放牧地の転用

1 法第4条第6項関係

農地を農地以外のものにする者が、法第4条第1項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けようとする場合には、都道府県知事等は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。

なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなす全ての者をいう。

また、法附則第2項第1号に規定する農林水産大臣に対する協議を要する場合（3に係る同項第2号の場合を含む。）における「同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が4ヘクタールを超える行為をいう。

(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号）

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。

具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

ア 農用地区域内にある農地（法第4条第6項第1号イ）

(ア) 要件

法第4条第6項第1号イに掲げる農地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第2項第1号）内

法第59条第1項の「農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかである」場合としては、1及び4に規定する許可基準に照らせば、本来、法第4条第1項又は第5条第1項の許可をすることができないにもかかわらず、十分な検討がなされないままに当該許可がされ、これを受けて農地転用がなされた結果、農地又は採草放牧地のかい廃が進行している場合が想定される。

(2) 農地転用許可事務の処理に係る実態調査

地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、毎年、都道府県知事等の処理する農地転用許可事務について実態調査を行い、不適正な事務処理がなされていると認められる場合には、その改善を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の助言若しくは勧告又は同法第245条の5第1項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあつては、同法第245条の4第2項又は第245条の5第2項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、指定市町村の長による事務処理及び都道府県知事による2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用に係る事務処理について重点的に行うほか、その都度、必要に応じて重点課題等を定めて行う。

(3) 情報の共有

農村振興局長は、都道府県知事等に対して行った是正の要求等のうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることがないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第3 遊休農地に関する措置

法第1条に規定する目的及び法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第1項に基づく農地中間管理機構との協議の勧告（以下「勧告」という。）があった場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

なお、遊休農地に関する措置の状況については、農業委員会は毎年3月末時点での措置状況を4月末までに都道府県に報告することとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会の報告内容をとりまとめ、毎年5月末までに国に報告すること。

1 法第30条第1項関係

法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用状況調査については、毎年8月頃に実施すること。

(2) 調査の方法

ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあつては、農業委員。以下「推進委員等」という。）を定め、必要に応じて市町村の関係部局、地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ 原則として、法第52条の2の農地台帳及び法第52条の3の農地に関する地図を使用し、一筆の農地ごとに行うものとする。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃するなどその土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではない。

ウ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨をタブレット端末等に記録すること。

エ 人工衛星又は無人航空機の利用その他の手段により得られる動画又は画像（(1)の時期に撮影されたものであって、①の調査を行うに当たって十分な解像度を有するものに限る。）を使用する場合には、次の方法により、調査を行うことができる。

① 当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を実施

なお、当該調査は、当該動画若しくは画像の目視による確認又は遊休農地に該当するおそれがあるか否かの判定について十分な水準を有すると認められる技術により行うこと。

② ①の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたものについては、イ及びウにより調査を実施

オ 特に、前年も遊休農地と判定されているところの状況については、注意して判定すること。

(3) 遊休農地の判定等

利用状況調査による遊休農地の判定等に当たっては、以下に留意すること。なお、廃止前の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査要領」という。）7の①に規定する「A分類（再生利用が可能な荒廃農地）」については、法第32条第1項第1号の遊休農地と同義である。

ア 法第32条第1項第1号の遊休農地

(ア) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去1年以上作物の栽培が行われていないことをいう。

(イ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。

(ウ) 当該農地は、以下のとおり区分すること。

a 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等（以下「草刈り等」という。）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

b 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

イ 法第32条第1項第2号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

ウ 再生利用が困難な農地

利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてそ

の土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（荒廃農地調査要領7の②に規定する「B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）」と同義である。）があった場合は、調査後直ちに、第4の(4)の規定に基づいて「農地」に該当しない旨判断を行うこと。

ただし、当該農地が基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されている場合は、アの(ウ)のbの農地として扱うこととする。

2 法第31条第1項関係

農業委員会に対する申出は、次の事項に留意されたい。

- (1) 法第31条第1項第2号の「営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、申出に係る農地において病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積、農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育、地割れ、土壌の汚染等の事由により、申出者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあることをいう。
- (2) 法第31条第1項第1号から第3号までに該当しない者から申出があった場合においても、利用状況調査その他適切な措置を講じること。

3 法第32条関係

法第32条に規定する利用意向調査は、次の事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用意向調査については、1の(3)により遊休農地と判定された農地及び則第78条各号に掲げる農地を対象として、判定後直ちに、則第74条に定める別記様式「農地における利用の意向について」を發出して行うこととし、1か月以内の範囲で回答期限を設定すること。

回答期限までに回答が得られない所有者等に対しては、推進委員等は直接訪問等により確実に農業上の利用の意向を確認すること。

また、利用意向調査を行う際には、所有者等に対し、勧告がなされた場合には、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなることを周知すること。

(2) 共有農地における賃貸借等の設定

数人の共有に係る農地については、その農地の所有者等で知れているものの持分が2分の1を超えることが確認された場合には、2分の1を超える共有持分を有する者を相手方とすれば、賃貸借契約を締結することは可能であるが、この場合における賃貸借期間は5年を超えない期間に限定する必要があること（注）。

（注）共有物の賃貸借に関する判例として、共有物を目的とする賃貸借の解除は民法第252条本文の適用を受ける管理行為と解するのが相当と判示された例（昭和39年2月25日最高裁判決）及び共有地における5年を超えない賃借権の設定については共有者の持分の過半数の同意で足りると判示された例（昭和50年9月29日東京高裁判決）がある。

(3) 農地の所有者等を確知することができないときの公示

ア その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がいない場合における「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確知することができないとき」とは、次

の調査を実施したにもかかわらず、農地の所有者（相続等により共有状態となっている場合には、2分の1を超える持分を有する者）が不明であるときのことをいう。

ただし、則第78条第5号に該当する農地であって、法第41条第2項の規定により読み替えて準用する法第39条第1項の規定による裁定以降に、法第41条第5項の規定により供託した補償金の還付が行われていないなど、所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合には、次の調査を実施せずに「過失がなくその農地の所有者等を確認することができない」ものと扱うこととする。

(ア) 令第20条において準用する令第18条第1号により登記所（法務局等）の登記官に対し当該農地の登記事項証明書を請求し、所有権等の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」という。）の氏名及び住所地等を確認すること。

(イ) 令第20条において準用する令第18条第2号において、「不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」とは「当該農地を現に占有する者」、「農地法第52条の2の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」及び「当該農地の所有者等であって知っているもの」をいう。令第20条において準用する令第18条第2号によりこれらの者に対し、他の当該農地の所有者等の氏名及び住所地等について聞き取りを行うこと。

また、(ウ)により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知っている当該農地の所有者等の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行うこと。

(ウ) 令第20条において準用する令第18条第3号では、(ア)により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

このほか、(イ)で確認された「当該農地の所有者等と思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができる。

(エ) 登記名義人等の死亡が確認された場合には、令第20条において準用する令第18条第4号により、登記名義人等の戸籍謄本等を請求する。登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認すること。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求することにより、これらの者の住所の確認を行うこと。

(オ) 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認する。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局等）の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認すること。

その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送

付などの措置によって、不確知所有者等関連情報の提供を求めること。

- (カ) 令第20条において準用する令第18条第5号では(ア)から(オ)の措置により住所が判明した当該農地の所有者等と史料される者（(オ)の場合は法人住所地又は役員住所）に対して、「農地法関係事務処理要領の制定について」様式例第13号の2により簡易書留による書面の送付を行い、当該農地の所有者等を特定すること。

なお、住所地が当該農地と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えないが、訪問の記録を残すこと。

- (キ) (カ)による書面の送付後、2週間経過しても不確知所有者等から返信がない場合には、当該不確知所有者等を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要である。

イ その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合における「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確認することができないとき」とは、アと同様の調査を実施したにもかかわらず、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が不明であるときのことをいう。

ウ 農業委員会が、法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地について農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第22条の2第1項の規定による要請に係る探索を行った場合には、則第74条の2の規定に基づき、当該農地について法第32条第2項及び第3項（これらの規定を法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行ったものとみなす。

(4) 支障の除去等の措置

利用意向調査を行う際に、法第42条第1項に規定する支障の除去等の措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずる必要があると認める場合は、速やかに市町村長にその旨を伝え、同条の措置命令を行うよう促すこと。

4 法第33条関係

- (1) 農業委員会は、則第78条第2号に規定する申出があった場合には、その農地について、3の(3)の(ア)又は(イ)による調査を実施し、その結果、農地の所有者等（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について2分の1を超える持分を有する者）が確知できない場合には、法第33条第2項において読み替えて準用する法第32条第3項の規定による公示を行うこと。

なお、当該調査の結果、その農地の所有者等が明らかになった場合には、当該農地は法第33条第1項に規定する農地には該当しないことに留意すること。その場合は、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあつせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

- (2) 則第78条第3号に規定する農地の取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 「農地中間管理機構が過失がなくその農地の所有者を確認することができないもの」とは、第3の3(3)アと同等の探索を行った結果、その農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について2分の1を超える持分を有する者。イにおいて同じ。）と連絡を取ることができないもの又はその農地の所有者が死亡し、その相続人（当該所有者の配偶者又は子に限る。以下同じ。）に連絡を

取ることができないものとして、農地中間管理機構が農業委員会に対してその旨を通知したものをいう。

イ 農業委員会は、アの通知を受けたときは、3の(3)のアの(ア)による調査を実施し、その結果、その農地の所有者又はその相続人が確知できない場合には、法第33条第2項において読み替えて準用する法第32条第3項の規定による公示を行うこと。この場合、その農地の所有者又は相続人で知っているものがあるときは、その者の氏名、住所等を農地中間管理機構に通知すること。

なお、当該調査の結果、その農地の所有者又はその相続人が明らかになった場合には、当該所有者又は相続人の氏名、住所等を農地中間管理機構に通知すること。

5 法第34条及び第35条関係

(1) 農業委員会等は、3の利用意向調査で、所有者等の意思を確認後速やかに、当該意思や、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあつせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

(2) 所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があつた場合においては、法第35条第1項に基づき、速やかに農地中間管理機構にその旨を通知すること。

(3) (2)以外の場合にあつても、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等について、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこと。その際、農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに農業委員会に通知するよう求めること。

6 法第36条関係

(1) 実施時期

ア 3の利用意向調査を実施した農地であつて、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があつたものについては、耕作の再開、農地中間管理機構との借入協議又は権利の設定・移転等が行われたかどうかについて、所有者等の意思の表明から6か月経過後速やかに現地を確認するとともに、必要に応じ、農地台帳等により権利の設定等の状況を確認すること。

その結果、利用意向調査で表明された意思のとおり農地が利用されていない場合は、現地の確認から1か月以内に勧告を実施すること。

イ 所有者等から意思の表明がない農地については、利用意向調査の発出から6か月経過後速やかに現地を確認した上で、1か月以内に勧告を実施すること。

ウ 利用意向調査に対して、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用を行う意思がない旨の表明があつたときは、表明から1か月以内に勧告を実施すること。

(2) 対象外となる農地

ア 当該農地が農業振興地域内にはない場合には、法第35条第1項及び第36条第1項の規定により勧告の対象外となっているが、これに加えて、以下に掲げる場合についても法第36条ただし書の正当の事由に該当することから勧告の対象とはしないこと。

(ア) 農地中間管理機構が法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会等及び所有者等へ通知した場合

- (イ) 当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
 - (ウ) (ア)に掲げるもののほか、農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があった場合
- イ 贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、勧告があった際に納税猶予の期限が確定することから、納税猶予制度の適正な運用を確保するため、アの(ア)～(ウ)に該当するものも含めて、法第36条第1項各号のいずれかに該当する場合には、必ず勧告を行うこと。

(3) 勧告の撤回

勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合については、その時点をもって当該農地に係る勧告を撤回し、その旨を速やかに農地の所有者等及び農地中間管理機構に通知するものとする。なお、勧告を撤回した場合、勧告の撤回があった日の属する年の翌年の1月1日（当該勧告の撤回の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分以降の固定資産税額及び都市計画税額の引き上げは行われなくなることに留意されたい。

ア 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合

イ 農地中間管理機構との借入協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借り受けた場合

ウ 法第39条による裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合

エ アからウまでに該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

(4) 現地確認等への協力

農業委員会は、勧告又は勧告の撤回に係る農地について、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定に関する意見照会があった場合には、適切に対応すること。

7 法第42条関係

法第42条により市町村長が行う措置命令において、支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合における、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」については、第3の3の(3)の規定を準用する。

8 農地中間管理機構との連携による遊休農地の解消について

遊休農地は、法の目的や責務規定を踏まえ、上記1～7による遊休農地の措置により、農地として活用できるものについては農業上の利用を行う必要がある。

機構法第8条第3項第3号ニにおいて、農地中間管理機構は、所有者等が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すことが法定されており、農地中間管理機構の事業規程においても必須項目として当該取組の実施を規定することとされている。

この観点から、農業委員会及び農地中間管理機構は、遊休農地の借受け等について相談が寄せられた場合には、相互に密に連絡し、当該農地について担い手等への貸出しが見込まれるかを広く検討するとともに、当該農地について将来的に担い手等への貸出しが見込まれる場合には、当該農地の所有者等に草刈り等の実施の働きかけや、遊休農地

の解消に資する補助事業を紹介するなど、遊休農地の解消に向けた取組を推進していく必要がある。

第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて

- (1) 法第32条第6項においては、法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査の対象とはならないこととされている。

このため、農業委員会は、則第77条第1号に掲げる農地、第3の6の(2)のアの(ア)の農地又は第3の6の(2)のアの(ウ)に該当する農地については、速やかに(3)に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

- (2) 農業委員会は、(1)のほか、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、(3)に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

- (3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ 対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとする。

ウ アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）とともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。

- (4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

- (5) 農業委員会は、(1)又は(2)において、対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合には、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）により、違反転用是正に係る事務処理に従い、都道府県知事等にその旨を報告するとともに、違反転用是正のための指導を行うこと。

第5 情報の提供等

法第52条により農業委員会が行う農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供については、次の事項に留意された

い。

(1) 賃借料情報の提供

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。

ア 賃借料情報を提供する区分の決定

賃借料情報の提供に当たっては、まず、農業生産及び農地貸借の状況を考えて、どのような作物（例えば、水稻、露地野菜、りんご）について情報を提供するのかを決定する。さらに、中山間地、平坦地等の地理的条件、ほ場整備事業済みの地区かどうか等の基盤整備状況、他の地区に比べて単位当たりの収量が高いかどうか等の収量水準等を踏まえてどのような区分で提供するのかを決定する。その際、区分の決定等について、形式的にならずに地域の実情に応じて柔軟に取り組むこと。

イ 賃借料データの収集

賃借料に係るデータの収集は、法第3条の許可申請書、機構法第18条第7項に規定する農用地利用集積等促進計画の公告（以下「農用地利用集積等促進計画の公告」という。）の写し等の資料から整理する。

ウ 賃借料データの区分

イで収集した賃借料に係るデータを、アで決定した作物及び地理的な区分に従い分類する。

エ 賃借料水準の計算

賃借料に係るデータの中には、親類間の取引又は特殊な作物（例えば、高麗人参）を前提とした取引に係るもの等、明らかに特別の事情の下で行われ、地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額なものがあることから、賃借料情報の信頼性を高めるために、当該特殊な取引に係るデータは取り除いた上で、賃借料水準（平均額、最高額及び最低額）を求める。

オ 賃借料情報の提供

エで求めた賃借料水準を賃借料情報として農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体を活用して広く提供する。

その際、算出した賃借料水準をウの区分ごとに地図上に示す等により利用者に分かりやすい情報提供に努める。

また、集計に用いたデータ数は参考として記載し、賃借料を物納支給と定めている場合には価格換算している旨も記載する。

(2) 農地の権利移動等の状況把握

法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、その面積、動向等の基礎的な情報を把握することは重要であることから、この基礎的な情報として次の事項について把握すること。

ア 耕作目的の権利の設定、移転

法第3条又は第3条の3の規定による許可又は届出及び農用地利用集積等促進計画の公告に係る農地等の権利移動の状況

イ 貸借の終了

法第18条の規定による許可に係る賃貸借の終了、同条の規定により許可を要しない場合の農業委員会への通知に係る賃貸借の終了、農用地利用集積等促進計画の公告による賃借権又は使用貸借による権利の終了の状況

ウ 農地等の転用

法第4条第1項又は第5条第1項の許可、法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出及び法第4条第8項又は第5条第4項の規定による協議に係る農地等の転用並びに法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要しない農地等の転用（例えば、農用地利用集積等促進計画の公告に係るもの）の状況

第6 農地台帳等の作成及び公表

1 第52条の2関係

(1) 第52条の2の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成については、次の事項に留意されたい。

ア 地目及び面積は、登記簿に記載されている内容を記録するとともに、これと異なる現況にあることを把握している場合には、当該現況も併せて記録することが適当であること。

イ 借賃等は当該農地の1年間の借賃の額を記録するとともに、これを10アール当たり換算した額も併せて記録することが適当であること。

ウ 当該農地が共有状態にある場合には、共有持分を有する者全ての者に関する情報を記録するとともに、各自の持分割合が判明している場合には、さらにその持分割合を記録することが適当であること。

(2) 農地台帳に記録された事項の提供

則第103条の2の規定に基づく市町村長への農地台帳に記録された事項の提供に当たっては、次の事項に留意するほか、メール等により電子媒体を送付すること。

ア 農業委員会は、勧告を行った農地及び勧告の撤回を行った農地について、当該勧告又は勧告の撤回後、速やかに、市町村税務部局に対して当該農地の所有者名（所有者と勧告を受けた者が異なる場合には勧告を受けた者の氏名を含む。）、所在、地番、面積、勧告又は勧告の撤回を行った期日及び理由その他必要な事項を提供すること。

イ 農業委員会は、その所有する全農地（10a未満の自作地を除く。）について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該者が農地中間管理権を設定した全農地について、当該農地中間管理権の存続期間が10年未満の場合を除く。）には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該農地中間管理権が設定された農地の所在、地番及び面積、当該農地中間管理権が設定された日、当該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を提供すること。

ウ 農業委員会は、イに該当する者が所有する農地について、農地中間管理機構から当該者に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定が行われた場合には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該権利が設定された農地の所在、地番及び面積、当該権利が設定された日その他必要な事項を提供すること。

エ 農業委員会は、ア～ウの事項に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。

オ 農業委員会は、毎年1月1日時点のア～エに掲げる事項をとりまとめた一覧表を作成し、当該年の1月末までに市町村税務部局に対し、提供すること。

2 第52条の3の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

- (1) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第104条第1項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。
- (2) 公表を行うに当たっては、各市町村の判断で、地方自治法に基づく条例を制定し、手数料を求めることを妨げるものではないこと。

附 則（平成26年 3 月31日付け25経営第3962号）

- 1 この通知は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年 4 月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）は廃止する。

附 則（平成26年 5 月30日付け26農振第701号）

この通知は、平成26年 5 月30日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日付け27経営第3412号・27農振第2452号）

この通知は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月25日付け28経営第509号）

- 1 この通知は、平成28年 5 月25日から施行する。
- 2 この通知の施行前に勧告が行われた農地であり、かつ、その撤回が行われていない農地が存在する場合は、農業委員会は、この通知の施行日後、速やかに市町村税務部局に対して当該農地の所有者名（所有者と勧告を受けた者が異なる場合には勧告を受けた者の氏名を含む。）、所在、地番、面積、勧告を行った期日及び理由、その他必要な事項を提供するものとする。

附 則（平成29年 6 月 1 日付け29経営第686号）

この通知は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 1 日付け29農振第1771号）

この通知は、平成30年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日付け29経営第3621号）

- 1 この通知は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行前にその所有する全農地（10a未満の自作地を除く。）について新たに農地中間管理権を設定した者に係る農業委員会から市町村長に対する農地台帳に記録された事項の提供に関する留意事項は、なお、従前の例によるものとし、農業委員会は、市町村税務部局に対して提供した事項に変更があった場合には、速やかに、当該変更後の事項を提供するものとする。

附 則（平成30年11月20日30経営第1793号・30農振第2309号）

この通知は、平成30年11月20日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月14日 3 経営第822号・ 3 農振第712号）

この通知は、令和 3 年 6 月14日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日 3 農振第2887号）

この通知は、令和 4 年 3 月31日から施行する。

附 則（令和4年9月30日4農振第1731号・国都計第102号）

この通知は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日4経営第3237号・4農振第3646号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

3 農地法に係る事務処理要領 (第四章関係抜粋)

農地法関係事務処理要領の制定について

平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号
改正 平成24年3月30日23経営第3489号
平成24年12月14日24経営第2439号
平成24年12月20日24農振第1936号
平成26年3月31日25経営第3962号
平成27年4月1日26経営第3456号
平成27年10月1日27経営第1542号
平成28年3月30日27経営第3412号・27農振第2452号
平成28年5月25日28経営第509号
平成28年8月16日28経営第1243号
平成29年6月1日29経営第686号
平成29年11月21日29経営第1866号
平成30年3月1日29農振第1771号
平成30年3月30日29農振第2991号
平成30年11月20日30経営第1793号・30農振第2309号
平成31年3月29日30経営第3129号・30農振第4001号
令和元年5月24日元経営第194号
令和元年8月1日元経営第699号-2
令和元年11月1日元経営第1606-1号・元農振第2013号
令和元年11月29日元経営第1835号
令和2年4月1日元経営第3260号・元農振第3698号
令和3年6月14日3経営第822号・3農振第712号
令和4年3月31日3農振第2917号
令和5年3月31日4経営第3238号・4農振第3647号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事

} 殿

農林水産省経営局長
農林水産省農村振興局長

第171回国会において成立した農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)については、農地法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第285号)及び農地法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第64号)と併せて、平成21年12月15日から施行されることとなった。

これに伴い、別添のとおり農地法関係事務処理要領を制定し、平成21年12月15日から施行することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

(別添)

農地法関係事務処理要領

農地法（昭和27年法律第229号）及び農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の規定に基づく事務処理について、別紙1及び別紙2のとおり定めたので、御了知願いたい。

農地法に係る事務処理要領

第 1 農地等の権利移動の関係

1 法第 3 条第 1 項の許可申請手続

(1) 許可申請書は、様式例第 1 号の 1 によるものとし、許可を受けようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の所在地を管轄する農業委員会へ提出する。

なお、農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項に規定する届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の制定について（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 経営第 1796 号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

(2) 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という。）第 10 条第 1 項ただし書に該当して単独で許可申請できる場合の申請者は次のとおりである。

ア 強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下「競売」という。）又は公売によって農地等の権利を取得しようとする場合には、その買受人

イ 遺贈その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には、その単独行為をする者（例えば、遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者）

ウ 則第 10 条第 1 項第 2 号に該当する場合には、権利を取得しようとする者

(3) 許可申請書に則第 10 条第 2 項第 10 号の「その他参考となるべき書類」（営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

ア 許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

イ 申請の却下又は許可若しくは不許可の判断に必要不可欠なものであるかどうか

ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 農業委員会の処理

農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。

(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第 3 条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）別紙 1 の第 3 に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が

仲介の期日、仲介の場所の他必要な事項を通知する必要がある。この場合の通知は、様式例第12号の6に準ずる。

- (4) 仲介による和解が成立したときは、都道府県知事がその内容を記載した調書を作成し、都道府県知事及び当事者双方（仲介手続に参加した利害関係人のうち、その和解結果を容認した者を含む。）は、その調書の末尾に署名又は記名押印をする必要がある。
- (5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第25条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。
- (6) 令第28条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載する必要がある。
- (7) 都道府県知事は、仲介を行うため必要があるときは、農業委員会の意見を聴くことができる。
- (8) 1の(4)の仲介の記録は、都道府県知事による仲介に準用する。

第13 利用意向調査等に関する措置関係

1 農業委員会に対する申出

農業委員会は、法第31条第1項の規定による申出を行った者に対して、当該申出に係る農地の利用状況調査その他講じた措置について連絡することが望ましい。

2 利用意向調査の方法

農業委員会は、法第32条第1項の規定による利用意向調査を行うに当たっては、農地中間管理事業の事業実施地域内の農地について、所有権に基づき使用及び収益をする者に対して、農地中間管理事業を利用するよう促すことが望ましい。

- (1) 法第32条第1項の規定による利用意向調査は、様式例第13号の1による。
- (2) 所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索については、様式例第13号の2による。
- (3) 法第32条第3項の規定による公示は、様式例第13号の3-1による。
- (4) 法第32条第3項の規定による通知は、様式例第13号の3-2による。

3 公示を行った農地の所有者等から農業委員会への申出の方法

法第32条第3項第3号の規定による申出は、様式例第13号の4による。

4 農地の所有者等による公示が必要である旨の申出

則第78条第2号の規定による申出は、様式例第13号の5による。

5 農地中間管理機構による過失がなくてその農地の所有者を確知することができない旨の通知

則第78条第3号に該当する農地がある旨の農業委員会への農地中間管理機構による通知は、様式例第13号の6による。

6 農地中間管理機構等による協議の申し入れ

- (1) 利用意向調査に係る農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、速やかに農地中間管理機構に対し、通知を行うことが望ましい。

(2) 法第35条第1項の規定による通知は、様式例第13号の7による。

7 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

(1) 法第36条第1項の規定による勧告は、様式例第13号の8による。

(2) 法第36条第2項の規定による通知は、様式例第13号の9による。

8 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

農地中間管理機構は、法第36条第2項の規定に基づく農業委員会からの通知を受けた場合は、その旨を都道府県知事に連絡するとともに、当該農地の所有者等との協議結果についても都道府県知事に連絡することが望ましい。

9 農地中間管理権の設定に関する裁定の申請

則第81条に規定する申請書は、様式例第13号の10による。

10 農地中間管理権の設定に関する意見書の提出

法第38条第1項の規定による通知は様式例第13号の11により、同項に規定する意見書は様式例第13号の12による。

11 都道府県知事の裁定の標準的な事務処理期間

都道府県知事は、裁定をしようとするときは、都道府県知事に裁定の申請があった日から起算して原則として2月以内に行うものとする。なお、都道府県において知事の処分に係る申請の処理期間について別に定めている場合は、この限りでない。

12 農地中間管理権の設定に関する裁定の通知

法第40条第1項の規定による農地中間管理機構に対する通知は様式例第13号の13により、当該申請に係る農地の所有者等に対する通知は様式例第13号の14による。なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第2項各号に掲げる事項を提供すること。

13 所有者等を知ることができない場合における農地の利用

(1) 法第41条第1項の規定による通知は様式例第13号の15による。

(2) 則第85条に規定する申請書は様式例第13号の16による。

(3) 則第86条第1項に規定する通知は様式例第13号の17、同条第2項に規定する公告は様式例第13号の18による。なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第2項各号に掲げる事項を提供すること。

(4) 都道府県知事は、法第41条第1項に規定する利用権の始期までに、当該農地を利用する権利の裁定において定められた補償金（以下「補償金」という。）の供託がされたか、供託書正本の写しにより確認することが望ましい。

(5) 補償金の供託手続については、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号）等の法令の定めによるほか、次によることが望ましい。

ア 補償金の供託

(7) 補償金の供託に係る供託書の「供託の原因たる事実」欄は、「農地法第41条第2項の裁定による利用権」と記載するとともに、裁定通知書に記載された農地の所在、地番、当該利用権の始期、存続期間及び農地の所有者等の情報を転記する。

(イ) 補償金の供託をした農地中間管理機構は、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出する。

(ウ) 供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った等錯誤による場合を除き取戻

しをすることができない。

イ 補償金の還付

法第41条第1項に規定する利用権の裁定の公告に記載された所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。その際、供託規則第24条第1項第1号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」は、所有者等が当該農地の所有権等を有することを証する登記事項証明書による。ただし、所有者等の権原が登記していない賃借権による場合は、法第3条の農業委員会の許可を受けたことを証する書面等による。

なお、還付する額は、権利の存続期間中であっても還付を受ける者のためにされた供託金の全てとする。

14 市町村長による支障の除去等の措置命令

法第42条第2項に規定する命令書は、様式例第13号の19による。

第14 取得した農地等の管理関係

法第45条の土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理については、農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。）及び国有農地等・開拓財産管理規程（昭和28年農林省訓令第102号。以下「規程」という。）の定めるところによるほか、次により行う。

1 維持保存等

地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第14において同じ。）は、次により国有農地等の維持保存等を図り、できるだけ早期に法第46条及び第47条の規定に基づく売払い又はその所管換、引継若しくは所属替を進める。

- (1) 毎年調査を行い、その結果を様式例第14号の1による管理記録カードに記録して保管するとともに、必要に応じ適正な措置を講ずる。
- (2) 土地については、道水路、立木等を目標物として利用して所在及び境界を明らかにしておくとともに、特に必要と認められる場合に、国有農地等である旨を表示した標識を設ける。
- (3) 確定測量を実施し登記の嘱託を行うこと、国有財産管理人を設置すること、柵等を設置すること等により、国有農地等の無断転用、不法占有、誤盗伐、侵墾、火災その他財産の管理上支障を来す事故の発生を未然に防止する。

また、未貸付地については見回り等を重点的に行う。

- (4) 土地の利用履歴等から地下埋設物や土壌汚染等が存在する蓋然性が高い場合には、地下埋設物や土壌汚染等の状況について調査等を実施するものとする。
- (5) 国有農地等について土地改良事業施行地区等への編入が適当な場合にはその編入の承認等を行うとともに、編入した場合には土地改良区の組合員として必要な議決権を行使する。
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「整理法」という。）第2条に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）の進行状況と内容に応じて次により措置する。

様式例第10号の1	農地（採草放牧地）賃貸借契約書
様式例第10号の2	農地（採草放牧地）賃貸借契約書

【和解の仲介の関係】

様式例第12号の1	和解の仲介申立書
様式例第12号の2	和解の仲介申立調書
様式例第12号の3	和解の仲介の開始通知書
様式例第12号の4	和解の仲介の開始通知書
様式例第12号の5	和解の仲介の申出書
様式例第12号の6	和解の仲介期日等の通知書
様式例第12号の7	和解の仲介の打切決定通知書
様式例第12号の8	和解の仲介申立ての取下通知書
様式例第12号の9	和解の仲介結果通知書
様式例第12号の10	和解の仲介申立簿
様式例第12号の11	和解の仲介記録簿
様式例第12号の12	和解の仲介の開始通知書

【利用意向調査等に関する措置関係】

様式例第13号の1	利用意向調査書
様式例第13号の2	所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について
様式例第13号の3-1	公示
様式例第13号の3-2	公示した旨の通知
様式例第13号の4	農地法第32条第3項に基づく申出書
様式例第13号の5	農地法施行規則第78条第2号に基づく申出書
様式例第13号の6	農地法施行規則第78条第3号に該当する旨の通知
様式例第13号の7	農地法第35条第1項に基づく通知
様式例第13号の8	勧告書
様式例第13号の9	農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書
様式例第13号の10	農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書
様式例第13号の11	農地中間管理権の設定の裁定に関する通知書
様式例第13号の12	農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書
様式例第13号の13	農地中間管理権の裁定通知書
様式例第13号の14	農地中間管理権の裁定通知書
様式例第13号の15	農地法第41条第1項に基づく通知
様式例第13号の16	利用権の設定に関する裁定の申請書
様式例第13号の17	利用権の裁定通知書
様式例第13号の18	公告
様式例第13号の19	措置命令書

【取得した農地等の管理関係】

様式例第14号の1	管理記録カード（国有農地等）
様式例第14号の2	物品取得通知書
様式例第14号の3	国有財産整理簿

利用意向調査書

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」（注1）に必要事項を記入の上、○月○日（注2）までに同封の返送用封筒にて返送してください。

（注1） 則第74条に定める別記様式

（注2） 発出から1か月以内の範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、都道府県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなります。

(1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

(2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日

から起算して6月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。

(3) 農業上の利用を行う意思がないとき。

(4) 本通知発出日から起算して6月を経過した日においても意思の表明がないとき。

なお、上記に該当する場合でも、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

(記載要領)

1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。

2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(備考)

1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。

2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

農地法（昭和27年法律第229号）では、遊休農地又はそのおそれのある農地であって、農地法第32条第3項の規定による探索を行ってもなお所有者等（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について2分の1を超える持分を有する者）が確知できない場合には、農業委員会による公示、都道府県知事による裁定を経て農地中間管理機構に利用権を設定することが可能となる措置が講じられています。

下記の農地については、所有者等を直ちに確知することができなかつたことから、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第20条において準用する同令第18条に基づき、不確知所有者等に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が当該農地に関する所有権等の権利の共有持分を有する可能性があることが分かつたことから本書類をお送りしております。

つきましては、貴殿が所有権等の共有持分を有する場合には、その旨を別紙により〇月〇日（※）までに御返信ください（期日までに御返信がない場合には確知できなかったものとして取り扱わせていただきます）。

なお、本書類による探索を行ってもなお2分の1を超える持分を有する者が確知できない場合には、農地法第32条の規定に基づく公示、第41条に基づく知事の裁定を経て最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があります。

また、本探索によって2分の1を超える持分を有する者が確知できた場合には、確知できた所有者等に対し、農地法第32条に基づく利用意向調査を行うこととなります。

記

[農地の所在等]

農地の所在・地番	地目	面積（㎡）

(備考)

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 ※については、書面の送付後2週間を経過した日を記載してください。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について（回答）

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

私は、○年○月○日付けで○○農業委員会会長から照会があった下記農地について、所有者等の共有持分を有する者であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

公 示

下記農地は農地法第32条第1項第○号又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行

われることがある。

(記載要領)

- 1 記の1の「農地法第32条又は第33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号又は法第33条第1項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

公示した旨の通知

年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

下記農地は、○年○月○日付けで行った利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）もの（※）と判断がなされました。

しかしながら、当該農地の所有権又は所有権以外の権原について2分の1を超える持分を有する者を確知することができなかつたため、別添のとおり公示しましたのでその旨通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示があった日から起算して2月以内にその農地又はその農地について、申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがありますので、申し添えます。

(記載要領)

- 1 下線部について、公示した農地が農地法第33条第1項に該当する場合は、「耕作の事業に従

事する者が不在となり、又は不在となることが确实と認められるものとして、農地法第33条第1項に該当する農地」と記載する。

- 2 記の1については公示内容に準じて記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

農地法第32条第3項に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

農地法第32条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 権原を証する書類 (別添)

- (1)
- (2)
- (3)

(記載要領)

- 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利(賃借権等)の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

農地法施行規則第78条第2号に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の農地について、農地法施行規則第78条第2号の規定に基づき、耕作の事業の継続が困難であって、農地法第33条第2項において読み替えて準用する農地法第32条第3項の規定による公示が必要である旨を申し出ます。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	登記名義人 (※1)	登記名義人と申請者 との関係 (※2)

(注) (※1)、(※2) については分かる範囲で記載して下さい。

相続人関係図等を添付することも可能です。

(記載要領)

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(備考)

1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 「農地法第33条第2項において読み替えて準用する農地法第32条第3項の規定による公示」とは、当該農地について、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等（その農地が相続等により共有状態になっている場合には、2分の1を超える持分を有する者）を確知することができないときに、その旨を公示するものです。

この公示によっても所有者等が確知することができない場合には、都道府県知事の裁定を経て、農地中間管理機構が当該農地の利用権を取得することがあります。

農地法施行規則第78条第3号に該当する旨の通知

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

下記農地について、農地法施行規則第78条第3号に該当することから通知します。

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 権利の内容

内容	始期	終期	所有者の住所・氏名・電話番号

3 その他参考となるべき事項

(留意事項)

この通知を受けた農業委員会は、「農地法の運用について」第3の3の(3)のアの(ア)による調査を実施し、その結果、所有者又はその相続人を確知できない場合は、農地法第33条第2項において読み替えて準用する法第32条第3項の規定による公示を実施すること。

(記載要領)

記の3の「その他参考となるべき事項」には、権利を設定した農地の所有者又はその者が死亡している場合はその相続人との連絡状況や、農地中間管理機構が行ったそれらの者の居所・所在の調査の内容等、農業委員会が「農地法の運用について」第3の3の(3)のアの(ア)による調査を行う際に参考となるべきことを記載する。

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第35条第1項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所：

電話番号：

(記載要領)

- 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

勧告書

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

農地法第36条第1項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第36条第1項第〇号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構の名称：

主たる事務所の所在地：

電話番号：

(留意事項)

勧告があった日から起算して2月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。

この勧告に対する問合せ先は次のとおりです。

農業委員会の連絡先

電話番号：

担当者名：

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を

それぞれ記載する。

- 2 記の2の「勧告の理由」については、当該農地に対してこれまで実施した利用状況調査や利用意向調査の概要やそれに対する所有者等の対応状況等、勧告に至る経緯を具体的に記載すること。

農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿
(農地の所有者氏名 殿)

農業委員会会長

下記農地の所有者等に対して、農地法第36条第1項の規定に基づき勧告したので、同条第2項に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名・電話番号

2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。

3 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の1の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の2を削る。
- 3 記の3の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

年 月 日に、農地法第36条第1項に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

（記載要領）

所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地中間管理権の設定の裁定に関する通知書

年 月 日

住所

氏名 殿

都道府県知事

下記農地については、農地法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定が申請されたので、同法第38条第1項の規定に基づき通知します。

なお、年 月 日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

3 農地の利用の現況

4 農地中間管理機構の利用計画の内容の詳細

5 農地中間管理機構の希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

6 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 様式例第13号の12（農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書）を添付する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名

年 月 日付けの通知について、農地法第38条第1項の規定に基づき意見書を、下記のとおり提出します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 権利の種類及び内容

種類	内容

3 農地の利用の状況及び利用計画

4 農地を現に耕作の目的に供していない理由

5 意見の趣旨及びその理由

6 農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 提出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の2の「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。

農地中間管理権の裁定通知書

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事

年 月 日付けで農地法第37条の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定の申請のあった下記の農地について、同法第39条第1項の規定により農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地中間管理権の裁定通知書

番 年 月 日 号

住所

氏名 殿

都道府県知事

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

（留意事項）北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法第41条第1項に基づく通知

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等からの申出がなかったため、同法第41条第1項に基づき通知します。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

(記載要領)

- 1 「農地法第32条又は第33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号又は法第33条第1項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

利用権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

農地法第41条第1項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 記の1の「所有者等の情報」欄には、農地法第41条第1項の規定に基づく農業委員会からの通知（様式例第13号の15）の情報等を記載する。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

利用権の裁定通知書

番 年 月 日 号

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事

年 月 日付けで農地法第41条第1項による所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請のあった下記農地について、同項の規定により利用する権利を設定する裁定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 当該農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを都道府県知事に提出してください。

（記載要領）

- 1 権利の存続期間は40年以内とする。
- 2 記の4の「当該農地の所有者等の情報」には、農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）に基づく公示（様式例第13号の3 - 1）の情報等を記載する。

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用			
(印)		年 月 日	
申請年月日		供託カード番号 <small>カードと別紙の両方を記入してください。</small>	
供託所の表示			
供託者の住所氏名		<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <small>ふりがなからは旧財産簿用紙に記載してください。</small>	
氏名・法人名等		住所	
代辦者等又は代理人住所氏名	氏名・法人名等	百 十 千 百 十 十 円	年 月 日
		百 十 千 百 十 十 円	年 月 日
供託金額		(印) 世界カーテジ銀行	
<small>― 備 考 ― 当紙の印字を排用してください。</small>			
供託者の住所氏名		住所	
氏名・法人名等		氏名・法人名等	

字記入

 字明除

保

 受

 員

 付

 印

調

 査

 録

 簿

真

 証

 簿

 第1号様式

 第13条第1号

法合事項 農地法第32条第3項

供託者は、農地法第32条第3項の規定による公示に係る農地を利用する権利の設定を希望する者であるが、年 月 日付けで、甲第之市西町○丁目○番地の土地につき、下記のとおり同法第41条第2項の規定による利用権を取得したので、当該規定において定められた補償金の額である金 百 円を供託する。

記

権利の始期及び存続期間
年 月 日から 年 月 日

所有者の情報
○○ ○○の相続人が不明

供託により消滅すべき負債又は担当債

反対交付の内容

備 考

(印) 1 供託金額の原簿に写影写を記入してください。なお、供託簿の訂正はできません。
2 本供託書は折り返さないでください。

供託者 方 氏 名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

0100000

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

年 月 日

都道府県知事

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）において、補償金の還付を受けることができる。

（記載要領）

1 権利の存続期間は40年以内とする。

2 記の4の「農地の所有者等の情報」には、農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）に基づく公示（様式例第13号の3 - 1）の情報等を記載する。

措置命令書

番 号
年 月 日

住所

氏名 殿

市町村長

下記の農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第42条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限
年 月 日

4 命令を行う理由

（留意事項）

- 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます（農地法第66条）。

（教示）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団

である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

4 利用意向調査様式

(農地法施行規則第74条に定める別記様式)

別記様式（第 74 条関係）

農地における利用の意向について

年 月 日

住所
氏名
電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から 6 月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 39 条第 1 項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（④の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

- ① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：〇〇）が行う農地中間管理事業を利用します。
- ② 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。
- ③ 自ら耕作します。
- ④ その他

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

5 遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について（通知）

3 経営第823号
3 農振第713号
令和3年6月14日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長

遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく遊休農地の解消に向けた措置については、遊休農地に関する措置の計画的な実施について（平成27年12月25日付け27経営第2479号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「遊休農地調査通知」という。）において、その実績等の報告を求めてきたところです。

また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めるため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。）を実施してきたところです。

今般、現場段階での負担軽減及び調査の効率化、地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討及び詳細な発生要因分析等に資するものとする観点から、調査内容の見直しを行うとともに、両調査を統合し一本化しました。

つきましては、下記事項に御留意し本調査の実施に御協力いただくとともに、貴管下農業委員会（農業委員会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」という。）に対して本調査の徹底をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、遊休農地調査通知は、廃止いたします。

記

1 調査に関する基本的な考え方

農業委員会等は、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意すること。また、本調査の実施に当たっては、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3及び第4に留意すること。

2 記入事項

調査様式へは、次の事項に留意して記入すること。

(1) 様式1

遊休農地等（法第30条第1項に規定する利用状況調査（以下単に「利用状況調査」という。）により判定された法第32条第1項第1号の遊休農地（再生利用が可能な荒廃農地）、法第32条第1項第2号の遊休農地及び法第33条第1項に規定する

農地並びに再生利用が困難な農地（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）をいう。）を報告対象とし、1筆ごとに3の報告方法に従って報告するものとする。また、遊休農地等が遊休農地等でなくなった場合は、当年度の報告において解消等の確認の報告を行うものとし、翌年度の報告対象外とするとともに、翌年度の様式から行を削除する。様式から行を削除した農地の所在及び面積については、削除データとして管理するものとする。

前年度から継続して遊休農地等である場合は、前年度調査時に報告した「本年度の状況」の「調査年月」、「遊休農地（荒廃農地）の区分」及び「利用意向調査の発出状況」を当年度の様式1の「前年度の状況」欄へ記載する。

なお、令和3年度の報告は、様式の移行期間であるため、「前年度の状況」は空白とし、それ以外の箇所について記入するものとする。

ア 様式右上の欄は、調査年、都道府県名、市町村名及び農業委員会名を記入する。

イ 「通し番号」欄は、1から順に1筆ごとに付番する。遊休農地等でなくなったことにより行が削除された筆に付されていた番号については、以後欠番とし、新たに遊休農地等の判定を行った筆は、新たな通し番号を付する。

ウ 「旧市町村」欄は、昭和25年2月1日時点の市区町村名を記入する。

エ 「所在」欄は、当該農地の所在する地番を入力する。

オ 「地目」欄は、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を次から選択して記入する。

田：田

畑：畑

他：田・畑以外のもの（樹園地等）

カ 「他の地目」欄は、オで【他】を選択した場合に、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を記入する。

キ 「面積」欄は、農地台帳上の面積（現況の面積として農地台帳に登録されている面積）を記入する。前年度と比べて面積の増減があった場合は、現在の面積を記入する。

ク 「地域区分 農振法」欄は、当該農地が農業振興地域、農用地区域の該当の有無について次から選択して記入する。農業振興地域内に該当する場合は、1又は2を選択して記入する。

1：農用地区域内（農振青地）

2：農用地区域外（農振白地）

3：農業振興地域外

ケ 「農業地域類型区分」欄は、農林統計における農業地域類型の区分を次から選択して記入する（「農業地域類型区分」の記入は任意とするが、可能な限り記入する。）。

1：都市的地域

2：平地農業地域

3：中間農業地域

4：山間農業地域

コ 「調査年月」欄は、利用状況調査を実施した年月を記入する（年は西暦で記入する。以下同じ。）。

サ 「解消の確認」欄は、当該年度に遊休農地等でなくなった筆について、解消等の理由について次から選択して記入する。

- 1：営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む）
- 2：農地中間管理機構への貸付け
- 3：転用
- 4：非農地判断の結果、農地台帳から削除

シ 「遊休農地（荒廃農地）の区分」欄について

(7) 「区分」欄は、遊休農地等の区分について、次から選択して記入する。

- 1：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のaの農地）
- 2：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のbの農地）
- 3：法第32条第1項第2号の遊休農地（運用通知第3の1の(3)のイの農地）
- 4：法第33条第1項に規定する、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第78条各号に掲げる農地
- 5：再生利用が困難な農地（運用通知第3の1の(3)のウの農地）

なお、違反転用の農地については、違反事業者が意図的に当該農地に直接転用行為を実施しており、現況に戻すことが前提であることを踏まえ、報告の対象としない。

(イ) 「新旧の別」欄は、新たに発生したものであるかの別について、遊休農地等でなくなったことにより作成した削除データを参照し、次から選択して記入する。

- 1：新規発生（過去に実施した調査では発生が認められなかった農地について、新たに遊休農地等の発生が認められた場合で、削除データに記載されていないもの）
- 2：再発生（一度、耕作の放棄が解消された農地が再度遊休農地等となった場合で、削除データに記載されているもの）
- 3：継続（前年度調査から継続して遊休農地等の状態であることが認められた場合）

(ウ) 「現況1」欄及び「現況2」欄は、当該農地が遊休農地等になり得る現況について、該当する現況を次から選択して記入する。また、そのうち【7：その他】を選択した場合、「その他現況」欄に詳細を記入する。

- 1：傾斜地
- 2：不整形地
- 3：狭小地
- 4：湿田
- 5：囲繞地（接道がない）
- 6：連担が困難
- 7：その他（上記1～6以外の事由で遊休農地等になりうる現況を有する）
- 8：遊休農地等になりうる現況は有していない

(エ) 「発生場所の区分」欄は、当該農地が発生している場所について、次から選択して記入する。

- 1：山間（山の中の地域）

- 2：平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）
 3：山麓（山と平地の境目、山のふもと）
 4：崖地（急斜面の土地）
- (オ) 「基盤整備の予定」欄は、今後、当該農地へ基盤整備の実施が具体的に予定されているかについて、「○」又は「×」を記入する。
 ○：予定されている
 ×：予定されていない
- (カ) 「区分整理年月」欄は、シの(ア)～(オ)の判断を行った年月について記入する。
- (キ) 「非農地通知発出（予定）日」欄は、サで【4：非農地判断の結果、農地台帳から削除】を選択した場合、非農地通知を発出した年月日について記入する。
 また、(ア)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、今後非農地通知を発出する予定の年月日について記入する。
- (ク) 「非農地通知未了理由」欄は、(ア)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、非農地通知を発出できていない理由について次から選択して記入する。
 そのうち、【4：その他】を選択した場合は、「その他非農地通知未了理由」欄に詳細を記入する。
- 1：非農地判断を行った場合には農地法に基づく規制の対象外となることから、周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性を考慮し、慎重に判断。
 2：所有者等が意図的に農地を荒廃させ、非農地判断を求めることが懸念されるため非農地判断を行っていない。
 3：現地確認が困難な農地で非農地判断が進まない。
 4：その他
- ス 「利用意向調査の発出状況」欄は、利用意向調査の状況について、次から選択して記入する。また、そのうち【7：意向調査発出済】を選択した場合、「発出年月」欄に利用意向調査を発出した年月を記入する。
- 1：措置継続中（農地中間管理機構との借受協議の継続中等）
 2：意向調査の対象外（法第4条第1項又は第5条第1項に該当するもの）
 3：意向調査の対象外（則第77条第1号に該当するもの）
 4：意向調査の対象外（則第77条第2号に該当するもの）
 5：所有者等が不明（公示済）（法第32条第3項の公示を行ったもの（法第33条第2項による準用を含む。））
 6：所有者等が不明（公示未了）（法第32条第3項の公示を行っていないもの（法第33条第2項により準用する場合を含む。））
 7：意向調査発出済（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施しているもの）
 8：意向調査発出未了（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施していないもの）
- セ 「利用意向調査の結果」欄のうち、「利用意向調査の回答」欄は、調査年に発出した利用意向調査の回答について、次から選択して記入する。
 なお、令和3年度の報告については、令和2年に発出した利用意向調査の回答について、「前年度の状況」の「昨年の利用意向調査の回答」欄に次から選択して記入する。
- 1：農地中間管理機構を利用
 2：自ら賃借権等を設定

- 3：自ら耕作
- 4：その他（農業上の利用を行う意思がない旨記載があったものを除く）
- 5：農業上の利用を行う意思がない
- 6：未回答

ソ 「勧告の実施状況」欄は、法第36条第1項に規定する勧告の実施状況について、次から選択して記入する。

- 1：実施済
- 2：未実施
- 3：勧告撤回
- 4：対象外

タ 「農業委員会による指導・斡旋の有無」欄は、法第34条に規定する必要なあつせんその他農業上の利用関係の調整の実施について、次から選択して記入する。

- 1：実施
- 2：未実施

チ 「当該農地の現状」欄のうち、「区分」欄は、農地の状況について当てはまるものについて、次から選択して記入する。また、そのうちa6：【解消】その他の事由、b3：【継続】その他の事由、c3：【減少】その他の事由のいずれかを選択した場合、「その他の事由」欄に農地の状況について記入する。

- a1：【解消】 自ら耕作
- a2：【解消】 農地中間管理機構による中間保有
- a3：【解消】 農地中間管理機構による貸付け
- a4：【解消】 農地中間管理機構以外による貸付け
- a5：【解消】 基盤整備後営農再開
- a6：【解消】 その他の事由
- b1：【継続】 措置継続中（借受協議の継続中、利用意向調査の回答待ち等）
- b2：【継続】 農地中間管理機構の借受基準不適合
- b3：【継続】 その他の事由
- c1：【減少】 非農地判断
- c2：【減少】 転用
- c3：【減少】 その他の事由

「区分整理年月」欄は、【解消】又は【減少】の区分を選択した場合、区分に記入した農地の状況になった年月を記入し、【継続】の区分を選択した場合、記入した時点での年月を記入する。

ツ 「農地中間管理事業の利用希望の処理実績」欄は、セで【1：農地中間管理機構を利用】を選択した等の、所有者から農地中間管理事業を利用する意思表示があった場合、法第35条に規定する農地中間管理機構による協議の申入れの状況について、次から選択して記入する。

- 1：農地中間管理機構へ利用希望の通知済（法第35条第1項に基づき通知されたもの）
- 2：農地中間管理機構による協議申入れ済（法第35条第2項に基づき農地中間管理機構による協議申入れがされたもの）
- 3：協議後、農地中間管理機構が借受済（2による協議申入れ後、借受されたもの）
- 4：農地中間管理機構の借受基準に適合しない旨の通知発出済（法第35条第2項

ただし書に基づき農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨通知されたもの)

テ 「裁定の処理実績」欄は、法第37条又は法第41条に基づき、裁定申請が行われた場合の裁定による現在の状況について、次から選択して記入する。

- 1：裁定の申請済（法第37条）
- 2：裁定により農地中間管理権設定済（法第39条）
- 3：所有者等を確認できないときの裁定の申請済（法第41条第1項）
- 4：裁定により農地中間管理機構が利用権を取得（法第41条第2項）

(2) 様式2

様式2に記載のある調査対象及び調査要領を参照し、番号[1]～[24]について回答する。調査要領を設けていない項目については、項目に記載されていることについて、回答を行うものとする。

3 報告方法

農業委員会等は、本調査の結果を別紙様式1及び別紙様式2に取りまとめた上で、毎年3月末時点での措置状況を4月末までに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会等の報告内容を取りまとめ、毎年5月末までに地方農政局等（北海道にあっては経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告すること。地方農政局等は取りまとめの上、速やかに農林水産省経営局農地政策課へ提出するものとする。

4 遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等への指導

都道府県は、上記の報告の結果、遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等が確認された場合には、当該農業委員会等に対し、早急に改善するよう、厳しく指導すること。

なお、国は、農業委員会等が遊休農地に関する措置を適切に実施していない場合には、

- (1) その農業委員会等の名称・実施状況・実施しない理由等の公表
- (2) 地方自治法に基づく是正の要求
- (3) 農業委員会交付金等の配分への反映

等を行う可能性があるため、農業委員会等はそのような事態を招かないよう、法に従って適切に事務を実行すること。

(様式1)
 遊休施設(商業施設)の廃止・修繕状況に関する調査表(中間用表)

調査年度(令和2年度)の調査対象施設は、調査対象施設(遊休施設)のうち、令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設及び令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設を調査対象施設として調査を行います。

調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕状況は、令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設及び令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設を調査対象施設として調査を行います。

調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕状況は、令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設及び令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設を調査対象施設として調査を行います。

調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕状況は、令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設及び令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設を調査対象施設として調査を行います。

施設番号	施設名称	所在地	令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設		令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設		合計
			施設番号	施設名称	施設番号	施設名称	
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100

調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕状況は、令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設及び令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設を調査対象施設として調査を行います。

調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕状況は、令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕を行った施設及び令和2年度に調査対象施設(遊休施設)の廃止・修繕が完了した施設を調査対象施設として調査を行います。

様式2 ○○年利用状況調査等の実績

△△年3月末日時点

【調査対象】

- ・○○年に各農業委員会（農業委員会が設置されていない場合は市町村）が行った農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条第1項に基づく利用状況調査の状況
- ・様式1の内容に基づく補足事項及び遊休農地（荒廃農地）の増減理由
- ・農地法第42条第1項、第3項に基づく措置命令等の実績
- ・粗放的管理（利用）に関する取組の実績

【留意事項】

・項目における「**農業振興地域内**」とは、農用地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地域をいう。以下同じ。）内農地（いわゆる青地）のみならず、**農業振興地域内の全ての農地（いわゆる白地を含む。）**であることに留意してください。

【調査様式への記入方法等】

- ・調査様式の変更（セルの結合、列の追加・削除など）をしないでください。
- ・面積を記入する場合の単位は、すべて「**㎡**」としますので、注意してください。
- ・**マイナスの値**が出ないようにしてください。
- ・ 及び の欄は**記入しないこと**。

【各調査事項の記入内容】

番号	項目	回答欄	調査要領	
[1]	都道府県名		都道府県名を記入。	
[2]	市町村名	市町村名	市町村名及び総務省の全国地方公共団体コード（6ケタ）を記入。	
		コード		
[3]	農業委員会名		農業委員会名を記入。「□□農業委員会」※農業委員会が設置されていない市町村は、担当部局名を記入。	
1 利用状況調査の実績				
番号	項目	面積（㎡）	筆数	調査要領
[4]	管内農地面積			法第52条の2の農地台帳で管理している管内の農地の面積及び筆数を記入。なお、非農地判断を行った農地は含まれない。
[5]	うち農業振興地域内の面積			農業振興地域内の農地（いわゆる白地を含む。）の面積を記入。なお、非農地判断を行った農地は含まれない。
[6]	利用状況調査実施面積			○○年に法第30条第1項により実施した利用状況調査の面積を記入。
[7]	うち農業振興地域内の面積			
[8]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積			
[9]	うち農業振興地域内の面積			被災して農業利用ができなくなっている農地又は災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃するなど、立入困難のために利用状況調査が実施できなかった農地の面積を記入。なお、当該農地に関しては、進入路の復旧等により立入が可能となるまでの間、法第32条（利用意向調査）以降の遊休農地措置が留保されるものである。当該欄に数値がある場合は、[12]にその理由（理由ごとの面積及び筆数）を記入すること。
[10]	調査未了の面積			○○年に一度も現地の利用状況確認を行っていない面積。これについては、[4]～[9]を基に自動計算するため、記入不要。当該欄に数値がある場合は、[13]にその理由（理由ごとの面積及び筆数）を記入すること。
[11]	うち農業振興地域内の面積			
[12]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			
[13]	利用状況調査未了の面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			

2 様式1の補足事項					
[14]	利用意向調査が未実施の面積がある理由（右欄に直接記入）				
[15]	所有者不明の農地で公示を実施しない農地がある場合、その理由（右欄に直接記入）				
[16]	利用意向調査で未回答のものがある場合、そのうち明らかである理由（右欄に直接記入）				
[17]	勧告の対象となる農地があるにもかかわらず勧告を行わなかった理由（右欄に直接記入）				
3 遊休農地（荒廃農地）の増減理由について					
[18]	1号遊休農地がこの1年間に増減した理由（右欄に直接記入）				
[19]	2号遊休農地がこの1年間に増減した理由（右欄に直接記入）				
[20]	再生利用が困難な農地がこの1年間に増減した理由（右欄に直接記入）				
4 措置命令等の実績					
番号	項目	面積（㎡）	筆数	件数	調査要領
[21]	支障の除去等の措置を講ずべきことの措置命令				この1年間に、法第42条第1項に基づき、市町村長が支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた面積、筆数及び件数
[22]	支障の除去等の措置の実績				この1年間に、法第42条第3項に基づき、市町村長が自らその支障の除去等の措置を講じた面積、筆数及び件数
5 粗放的管理（利用）に関する事項					
番号	項目	回答欄	調査要領		
[23]	粗放的管理（利用）の取組の有無		粗放的管理（利用）の取組を市町村内で実施又は予定している場合には「○」を記入してください。 ※粗放的管理（利用）とは地域の取決めや合意により、低コストな肥培管理が可能な作物等による農地利用をいう。		
[24]	粗放的管理（利用）の取組（予定）面積		その実施又は予定している面積（㎡）を記入してください。		

6 非農地判断の徹底について (国通知)

2 経営第3505号
令和3年4月1日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

非農地判断の徹底について

農林水産省としては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第4条に基づき策定した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「基本方針」という。）」にて、市町村が同法第5条に基づき策定する基本計画において、基本方針に基づき再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に含めることを推進するとされており、再生可能エネルギーの導入を促進していくこととしているところである。

については、農業委員会は、下記に留意の上、非農地判断に係る事務処理について迅速かつ適切に遂行いただきたい。

なお、貴管下農業委員会に対しては、貴職においてよろしく御指導いただきたい。

記

1 非農地判断の手続の迅速化

農業委員会は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条に基づく利用状況調査の結果、調査した農地が次のいずれかに該当する農地（以下「再生利用が困難な農地」という。）である場合には、原則として、当該調査を行った年内に、非農地判断を行うこととなっている。

- ① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること
- ② 周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用するこ

とができないと見込まれること

非農地判断の徹底については、これまで「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（平成30年3月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知）により、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう通知したところである。

しかしながら、以下の理由により、農業委員会が非農地判断を行うことが相当でありながら、放置されている農地がいまだ存在している。

- ① 非農地判断しても、土地所有者が不動産登記法（平成16年法律第123号）第37条に基づく地目変更登記（以下単に「地目変更登記」という。）の申請をしないことが多い
- ② 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外されることで乱開発されるという農村現場の懸念
- ③ 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われていないため、現地確認が困難

このような状況を放置すれば、法第52条の2第1項に基づき農業委員会が作成する農地台帳の正確な記録の確保が図られず、円滑な事務手続きを阻害する要因になりかねない。

このため、農地利用最適化推進委員及び農業委員（以下「推進委員等」という。）が3人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づき、再生利用が困難な農地と判断された場合は、農業委員会は、地目変更登記の有無にかかわらず、当該調査後直ちに、非農地として農地台帳から除外するものとする。

2 非農地判断した農地の地目変更登記について

地目変更登記は、所有者が申請することとされている。

他方、農業委員会から非農地である旨の通知を受けた所有者が当該申請を行っていない事例が多数見受けられるところ。

このような中、一部の市町村では、市町村の農業委員会及び固定資産課税部局と法務局とが連携し、農業委員会が非農地とした土地について、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項の規定に基づき、市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行い、法務局が地目変更登記を行っている。

このような事例は、農地台帳と固定資産課税台帳との登記地目が合致し、以後

の現況確認の事務負担の軽減にも繋がることから、農業委員会においては、当該事例を積極的に活用されることが望ましい。当該事例の活用を検討するに当たっては、固定資産課税部局及び法務局と十分に協議するものとする。なお、このことについては、法務省と協議済みであることを申し添える。

3 非農地判断した土地の農用地区域からの除外について

非農地判断した土地の農用地区域内からの除外については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）第16の1の(1)の④のイにより対応するものとする。

4 現地確認が困難な農地について

利用状況調査は、推進委員等が農地一筆ごとに現地確認することとなっているが、複数の筆で既に森林の様相を呈していること等を目視により確認したときは、境界が確定しない場合であっても、農業委員会は非農地判断を行った上で、まとめて農地台帳から除外することは可能であることから、これらを適切に実施することが適当である。なお、その際は、当該土地の現況写真を撮影し、適切に保存するものとする。

5 フォローアップについて

農業委員会は、再生利用が困難な農地について、毎月末時点の非農地判断の実施状況（実施されていない場合にはその理由）を別添報告様式により、翌月の10日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は各市町村ごとの報告を取りまとめの上、翌月末までに地方農政局長等（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

地方農政局長等は、農業委員会が非農地判断を実施していない場合には、農業委員会からその理由を聞き取り、必要な助言を行うものとする。また、地方農政局長等は農業委員会が助言を行っても非農地判断を行わない場合には、法第58条に基づき速やかに非農地判断を行うよう指示を行うものとする。

29経営第3242号
平成30年3月12日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について

農業委員会は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査や荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

しかしながら、これらの調査によって農地に該当しない旨が判明した土地について、農地台帳から除外されていないものが多数見受けられます。

このような状況を踏まえ、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、下記のとおり通知しますので、貴管下農業委員会に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いいたします。

記

農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に該当しないものであり、このような土地を農地台帳に記載し続けることは農地台帳の正確な記録の確保が図られず、農業委員会の事務的確な執行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、農業委員会は、運用通知第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、

- ① 運用通知第4の(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行い（運用通知第4の(3)のア）、
- ② その結果、対象地が農地に該当しない旨の判断（以下「非農地判断」という。）をした場合は、対象地について、農地台帳の整理等を行うこととされている（運用通知第4の(3)のウ）ことから、

これらを適切に実施すること。

併せて、この非農地判断に関して、現場から様々な意見が寄せられていることから、今般、別紙のとおりこうした意見についての国の考え方を示すので、これを十分踏まえることとされたい。

(別紙)

非農地判断に関する現場からの意見について

1 現場からの意見について

非農地判断に関する現場からの意見について考え方を、それぞれ次のとおり示すので、留意されたい。

- ① 森林の様相を呈しているものの、所有者の意向によらず一方的に非農地判断を行うことに対する懸念があるとの意見
- ② 将来的には農地として再生される可能性があることから、非農地判断を行うことができないとの意見

【運用通知第4】

(3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ 対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとする。

ウ アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない場合所有者等に対してはこの限りではない。）とともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。

(4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

⇒ ①の意見については、運用通知第4の(3)及び(4)のとおり、非農地判断は所有者等の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の現況を客観的に判断するものとしている。

⇒ ②の意見については、運用通知第4の(4)の「農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」とは、基盤整備事業等の具体的な計画が策定されていない場合のほか、当該土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の規

定により市町村が定める農業振興地域整備計画において基盤整備等の対象地として定められていない場合であり、これらの計画の位置付けがない場合は、農地として再生される可能性がないものとなる。

- ③ 農業振興地域（農振法第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。）内や農用地区域（農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある土地は、農業の振興を図るべきであり、たとえ森林の様相を呈していたとしても非農地判断ができないとの意見
- ④ 農用地区域内にある土地が自由に開発されてしまい、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすのではないかとの意見

【農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①】

ウ 「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。）第4の(2)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

- a 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- b 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地)
 - (a) 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
 - (b) 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

⇒ ③の意見については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）第16の2の(1)の①のウにおいて、農用地区域内の農地であっても非農地判断され得ることを前提に、その場合の留意事項が規定されているところであり、農用地区域内であっても非農地判断は行うものである。

⇒ ④の意見については、ガイドラインにより、農用地区域内で非農地判断を行った土地については、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、農用地区域に残置することとされており、非農地判断を行った土地が必ずしも農用地区域から除外されるものではない。農用地区域から除外されなかった場合は、非農地判断された土地であっても、農振法第15条の2に基づく開発行為の制限の対象となることから、すべからず開発行為が

可能となるものではない。

- ⑤ 農地転用許可がなくても農地以外に利用することが可能になることから、非農地判断ができない。特に、過去に農地転用許可がなされなかった土地を非農地判断を行うことについて整合性がとれないとの意見

⇒ ⑤の意見については、非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制度とは趣旨及び目的が異なるものである。また、農地法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならない。

2 都道府県等による独自の運用等について

都道府県や市町村等において、非農地判断に関して独自の要領を定めて運用を行っている場合等においては、運用通知及び本通知と矛盾が生じないように留意すること。

3 経営第882号
令和3年6月11日

福島県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

非農地判断した土地の地目変更登記の申出について

農業委員会が行う非農地判断の促進については、「非農地判断の徹底について」（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「非農地判断通知」という。）（別紙1）において周知しているところです。

本通知を踏まえ、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに、「地方税法第381条第7項の申出に基づく登記官の職権による地目変更の登記の取扱いについて」（令和3年6月11日付け法務省民二第839号法務省民事局民事第二課長通知。）（別紙2）が発出されました。

つきましては、非農地判断通知の2の市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行う場合には、下記事項に留意の上、地目変更の申出に係る事務処理が迅速かつ適切に実施されるよう、貴管下農業委員会に対して周知をお願いします。

記

1 法務局との協議

市町村（農業委員会を含む。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項の規定に基づき、市町村長が登記所に対して地目変更の申出を行う前に、非農地判断を行った土地を管轄する登記所と協議し、処理方法について調整することとなっています。

農業委員会におかれては、登記所との協議を実務上担っていただい

りますが、登記所と協議する場合には、地目の変更があったことが確認できる資料を地目変更の申出書に添付して頂きますようお願いいたします。

具体的には、登記所から依頼のあったもので対応して頂くこととなりますが、次のような資料が想定されています。

- (1) 非農地通知一覧（所在、地番、地積、地目、所有者等の情報が記載されたもの）
- (2) 現地を調査したことが分かる資料
- (3) 位置図、現況写真等の土地の場所が確認できるもの（どこを撮影したかがわかるレベルのものであれば可）
- (4) その他地目の変更に関し、登記官の認定に資するもの

2 土地所有者等への通知

農業委員会は、非農地判断を行った土地について、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第4の(3)のウに基づき、所有者等に通知することとなっています。

その際、地目変更登記の円滑な事務処理を行う観点から、市町村長が登記所へ地目変更の申出を行う旨、農業委員会から土地所有者に対して通知するよう努めてください。

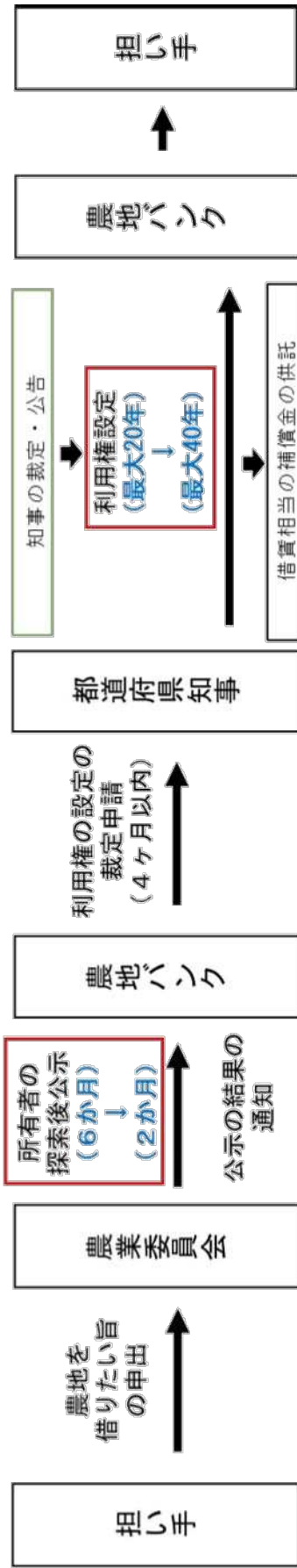
7 所有者不明農地について

所有者不明農地制度の見直し

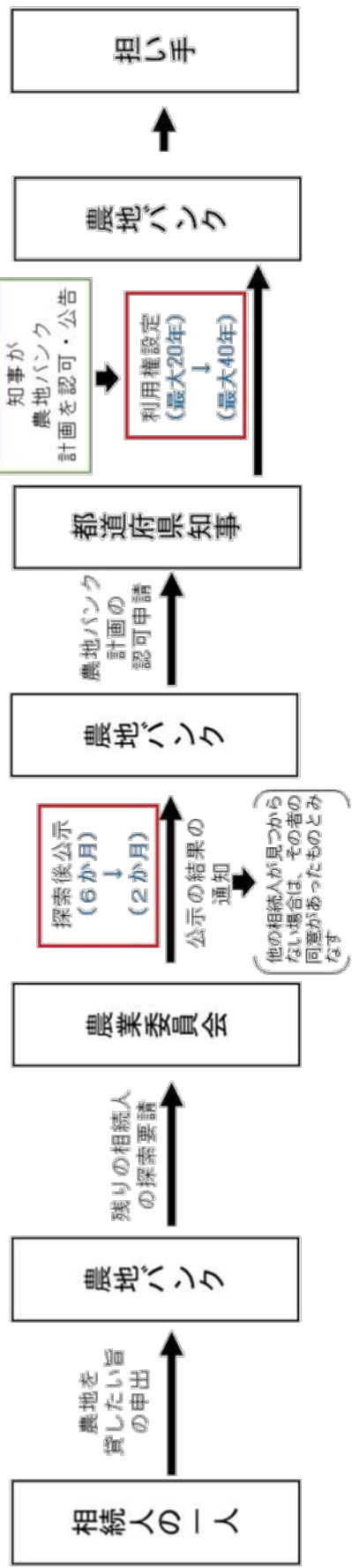
○ 所有者不明農地の活用を促進するため、

- ① 農地バンクの利用権の設定期間の上限を20年から40年に引上げ
- ② 農業委員会による不明所有者の探索後の公示期間を6か月から2か月に短縮

■ 相続人が一人も判明していないとき → 農地法



■ 相続人が一人でも判明しているとき → 農地バンク法



8 所有者不明農地(相続未登記農地) における探索範囲について(国通知)

※令和5年4月1日に農地中間管理事業推進法等が改正されたため、探索期間を2か月、貸付期間を40年に読み替えてください。

事 務 連 絡
令和4年3月29日

福島県農林水産部
農業支援総室農業担い手課長 殿
農村整備総室農村振興課長 殿

東北農政局経営・事業支援部
農地政策推進課長

所有者不明農地（相続未登記農地）における探索範囲について

日頃から、所有者不明農地制度の活用に関して、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

所有者不明農地は、平成30年11月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律23号）において、農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）が改正され、農業委員会による探索及び6ヶ月の公示を経て、農地中間管理機構に最長20年間貸付けを行うことが可能になり、地域における農地の活用が促進されることとなったところです。

その取扱いの中で、探索の範囲について、御質問いただくことも多かったことから改めて、下記のとおり、整理しましたのでお知らせします。

記

所有者不明農地の探索範囲については、登記名義人がすでに死亡している場合、平成30年11月の法改正により、探索の範囲を法律に明確化しているところです。

農地法施行規則第60条の4第1項には「当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。」としており、登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されていることから、この規定の相続人とは配偶者と子と解釈しています。

したがって、探索の過程において、「配偶者及び子」以外の相続人が判明した場合であっても、「配偶者及び子」に限定し、探索することで差し支えありません。

また、配偶者と子以外の相続人については、探索後の6ヶ月の公示期間を設けるという慎重な手続きにしておりますので、この期間に申し出ることが可能となっております。

(参考)

農地法施行規則第 60 条の 4 第 1 項

令第十八条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあつては、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。

《参考》

- 1 農地中間管理機構における
遊休農地事務手続きについて

農地中間管理機構における遊休農地事務手続きについて

平成 30 年 8 月 27 日制定

《福島県農地中間管理機構》
(公財) 福島県農業振興公社

1 目的

農地法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項に基づき農業委員会が行う遊休農地の利用意向調査の結果、法第 35 条第 1 項に基づき農業委員会が福島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対して行う通知（以下「意向表明通知」という。）及び「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号、農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）第 3 の 5 の(3)に基づき農業委員会から機構に行われる情報提供（以下「情報提供通知」という。）に関し、機構の事務手続きを定めるため。

2 取扱方針について

農業委員会が法第 30 条第 1 項に基づき行う農地利用状況調査と市町村と農業委員会が共同で実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査実施要領」（平成 20 年 4 月 15 日付 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき行う荒廃農地調査は、一体として実施されていること、農地中間管理事業の一部であるあっせんその他利用関係調整（以下「マッチング」という。）について本県では機構から市町村へ業務委託していること及び機構地域マネージャーが県農林事務所・農業普及所に配置されていることから、機構、農業委員会及び市町村が適切な役割分担の下に行うものとする。

3 手続きについて

(1) 事前調整の実施

農業委員会は、農地利用状況調査の実施後、機構に意向表明通知又は情報提供通知を行うおうとする場合は、遊休農地が周辺農地に及ぼす影響、人・農地プランに位置づけられた担い手等の意向、基盤整備や条件整備事業等により耕作条件を改善した場合のマッチングの可能性について、市町村及び機構地域マネージャーと事前調整するものとする。

(2) 意向表明通知・情報提供通知の方法

農業委員会が機構に意向表明通知又は情報提供通知を行う場合は、様式 1 をそれぞれ別葉に作成し添付するものとする。

(3) 意向表明通知に対する機構借入の可否判断

機構は、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第 7 条に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するかどうか速やかに判断するものとする。

ア 借入不可の判断の場合

機構は、法第 35 条第 2 項ただし書に基づき、判断結果を農業委員会に通知するとともに、農業委員会から当該農地所有者等に通知するよう依頼するものとする。（様式 2）
(参考様式)

イ 借入可の判断の場合

機構は、法第 35 条第 2 項に基づき、当該農地の所有者等に対し、その農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。（様式 3）

また、農業委員会へ協議の申し入れをした旨を通知するものとする。（様式 4）

なお、協議の結果、不調となった場合は農業委員会へ通知するものとする。（様式 5）

(4) 情報提供通知に対する機構借入の可否判断

機構は、規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するかどうか速やかに判断し、その結果を農業委員会へ通知するものとする。（様式6）

(5) 貸付候補農地リストの登録について

(3)のアにより機構借入が不可判断となった農地については、別に定める「農地中間管理事業における貸付候補農地取扱いについて」により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、平成30年8月27日から施行する。
- 2 この通知による廃止前の「農地法第35条第1項に基づく通知に係る事務手続きについて」の規定に基づき農業委員会から機構へ行われた「協議通知」については、この通知で定める「意向表明通知」とみなす。

(様式1)

<記載例>

意向表明通知(又は情報提供通知)に係る農用地等の一覧(別表で作成する。)

【〇〇農業委員会 通知日: 〇〇年〇〇月〇〇日】

※ 意向表明通知と情報提供通知は別表に作成すること。

番号	所有者等氏名 (意向表明通知の例)	郵便番号	所有者等住所 (市町村) (大字~地番)	大字	字	地番	地番 検査	公簿 地目	現況 地目	公簿面積 (㎡)	遊休農地区分等					検討項目					継続借入判断																								
											法22(1) 荒廃	法22(2) 低利用	法33(1) 不在	情報提供理由 ※1	団地化内の農用地 ※2	農地復元の 難易度 ※3	受け手とのマッチングの可否 ※4	希望賃借料 (10a当たり) ※5	希望賃借期間(年数) ※6	人・農地プラン 内農地 ※7	基盤整備計画等の有無 ※8	権利関係 ※9	中間管理権 取得の可否	理由 ※10																					
1	尾畑 太郎	960-8681	福島県 福島市 中町8-2	上野寺	字街連西	×××	×	田	田	2,500				②	①	×	×																												
小計																																													
(情報提供通知の例)																																													
1	尾畑 次郎	960-8681	福島県 福島市 中町8-2	上野寺	字街連西	×××	×	田	田	1,500				⑤	②	①	×																												
小計																																													
合計																																													

記入方法

※1 「情報提供通知」の場合記入する。

- ① 口消化団地を利用する。
- ② 自ら所有権を移転又は賃借権等を設定する。
- ③ 自ら耕作する。
- ④ 農業上の利用をしない。
- ⑤ 意向表明が無い。

※2 団地化の可能性により記入する。

- ① 団地化内の農地である。(基盤整備済が農地など)
- ② 団地化内の農地でない。
- ※3 農地復元の難易度により記入する。(遊休農地区区との整合性に注意)
 - ① 相当の労力を要する。
 - ② 多少の労力を要する。
 - ③ すぐに使用出来る。

※4 受け手とのマッチングの可否

- 可能
- × 不可
- △ 条件付き可能(基盤整備等を実施後等)

※5※6 (任意記入)

※7 人・農地プラン内農地

- プラン内農地
- × プラン外農地

※8 基盤整備計画等

- あり
- × 無し

※9 権利関係(任意記入)

- ① 租界が完了である。
- ② 境界が不明確(国土調査が完了等)である。
- ③ 差し押さえがある。
- ④ その他(仮登記等)

※10 理由

- ① 地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない。
- ② 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等。
- ③ 当該区域における借受希望者の募集に關して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合。
- ④ 当該農用地等の賃借料が、農業委員会が提供している賃借料等の情報や生産条件等からみて適切でないとして判断されること。

(様式1)

意向表明通知(又は情報提供通知)に係る農用地等の一覧表

【〇〇農業委員会 通知日: 〇〇年〇〇月〇〇日】 ※ 意向表明通知と情報提供通知は別表に作成すること。

農用地等												検討項目					継続借入判断																						
番号	所有者等氏名	郵便番号	(県)	所有者等住所 (市町村)	(大字~地番)	大字	字	地番	地番	公簿 地目	現況 地目	公簿面積 (㎡)	法22(1) 荒廢	法22(2) 低利用	法33(1) 不在	情報提供 理由 ※1	団地化内の 農用地 ※2	農地復元 の 難易度 ※3	受け手と のマッチ ングの可 否 ※4	希望賃借料 (10a当たり) ※5	希望借期 間(年数) ※6	人・農地プラン 内農地 ※7	基盤整備計 画等の有無 ※8	権利関係 ※9	中間管理権 取得の可否	理由 ※10													
																											継続借入判断												
小計																																							
小計																																							
合計																																							

配入方法

※1 「情報提供通知」の場合記入する。
 ① 円簿化団体を利用する。
 ② 自ら所有権を移転又は賃借権等を設定する。
 ③ 自ら耕作する。
 ④ 農業上の利用をしない。
 ⑤ 意向表明が無い。

※2 団地化の可能性により記入する。
 ① 団地化内の農地である。(基盤整備済み農地など)
 ② 団地化内の農地でない。

※3 農地復元の難易度により記入する。(遊休農地区区との整合性に注意)
 ① 相当の労力を要する。
 ② 多少の労力を要する。
 ③ すぐに使用出来る。

※4 受け手とのマッチングの可否
 ○ 可能。
 × 不可可能。
 △ 条件付き可能。(基盤整備等を実施後等)

※5 ※6 (任意記入)

※7 人・農地プラン内農地
 ○ プラン内農地
 × プラン外農地

※8 基盤整備計画等
 ○ あり
 × 無し

※9 権利関係(任意記入)
 ① 相続が完了である。
 ② 境界が不明確(国士調査が完了等)である。
 ③ 差し押さえるがある。
 ④ その他(仮登記等)

※10 理由
 ① 地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない。
 ② 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等。
 ③ 当該区域における借受希望者の募集に關して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合。
 ④ 当該農用地等の賃借権が、農業委員会が提供している賃借等の情報や生産条件等からみて適切でないと判断されること。

(様式 2)

番 号
年 月 日

〇〇〇農業委員会長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地法第 35 条第 1 項に基づく通知の判断について (回答)

〇〇年〇〇月〇〇日付け (番号) で通知がありましたこのことについて、
別紙 1 のとおり判断しましたのでお知らせします。

つきましては、借入不可と判断しました農地につきましては、その結果
を貴職から所有者等へ通知願います。

なお、今後 2 年間は機構の「貸付候補農地リスト」に登録しマッチング
を行うこととなる旨を併せて通知願います。

(参考様式)

番 号
年 月 日

農地所有者等 様

〇〇〇農業委員会長

農地法第35条第1項に基づく通知の判断について（通知）

先に実施しました遊休農地の利用意向調査において、あなたから福島県農地中間管理機構（以下「機構」という）へ貸し出す旨の意向表明をいただいたおりましたが、機構から「借入不可」との回答がありましたのでお知らせします。

なお、当該農地は今後2年間、機構の貸付候補農地リストに登録され、機構、農業委員会及び市町村が協力してマッチングを行うこととなりますのでご了知願います。

おって、今後2年間でマッチングが成立しなかった場合、特に通知することなく貸付候補農地リストから除外されますので申し添えます。

(様式 3)

番 号
年 月 日

農地所有者等 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく協議の申し入れについて (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け (番号) で〇〇農業委員会から農地法第 35 条第 1 項に基づく通知がありましたが、別紙 1 の農地について、農地中間管理事業実施規程第 7 条で定める農地中間管理権を取得する農用地等の基準を満たす (借入可能) と判断しましたので、あなたに農地法第 35 条第 2 項に基づく協議の申し入れをいたします。

つきましては、農地中間管理事業賃貸申出書 (別添) を〇〇市町村経由で提出していただきますようお願いいたします。

(様式4)

番 号
年 月 日

〇〇〇農業委員会長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地法第35条第2項に基づく協議の申し入れについて(通知)
このことについて、別添写しのとおり農地所有者等へ協議の申し入れを行いましたのでお知らせします。

(様式 5)

番 号
年 月 日

〇〇〇農業委員会長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく協議の申し入れ結果について (通知)
このことについては、別添写しのとおり農地所有者等へ協議の申し入れを行っていましたが、不調となりましたのでお知らせします。

記

(理由)

(様式6)

番 号
年 月 日

〇〇〇農業委員会長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

「農地法の運用について」通知第3の5の(3)に基づく
情報提供の判断について (回答)

〇〇年〇〇月〇〇日付け (番号) で情報提供がありましたこのことにつ
いては、別紙1のとおり判断いたしましたのでお知らせします。

2 福島県農地中間管理機構所有者 不明農地等取扱要領

福島県農地中間管理機構所有者不明農地等取扱要領

制定：令和3年6月17日

改正：令和5年4月1日

(目的)

第1条 所有者不明農地に対しては、令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第56号）において、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び福島県復興再生特別措置法が改正され、農業委員会又は知事による探索及び2か月の公示を経て、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に40年を超えない期間の貸付を行うことが可能になった。

一方、機構が農地中間管理権を取得するに当たっては、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）で定める要件を満たすことが必要となることから、機構と関係機関との事前調整手続きを定め、機構の農地中間管理権の取得事務の円滑化を図ることを目的とする。

(事前調整の対象)

第2条 事前調整を要する対象は、以下のとおりとする。

- ① 市町村が、二分の一を超える共有持分を有する者を確知できない共有者不明農用地等について、不確知共有者の探索を必要とする場合
- ② 農業委員会が、農地法第32条第3項又は同法第33条第2項に基づき所有者等不明農地について探索を行おうとする場合（ただし、所有者等不明農地が業務規程第7条各号に定める農地中間管理権を取得する農用地等の基準を満たすことが見込まれる場合に限る。）
- ③ 知事が、福島復興再生特別措置法第17条の26に基づき二分の一以上の共有持分を有する者を確知できない共有者不明農用地等について、不確知共有者の探索を行おうとする場合

(事前調整の手続き)

第3条 前条の探索を必要とする市町村又は探索を行おうとする農業委員会若しくは知事は、十分な余裕をもって事前に様式1により機構へ協議するものとする。

2 機構は、業務規程第6条に基づき農地中間管理権を取得するかどうかを検討し、様式2により市町村、農業委員会又は知事へ回答するものとする。

この場合機構は、以下の条件又は意見を付することができるものとする。

(1) 第2条①②③共通

ア 業務規程第6条各項に定める農地中間管理権を取得しない基準に該当するものでないこと。

(ア) 農業委員会による利用状況調査（農地法（昭和27年法律第229号）第30

条)において再生利用が困難と判定されている農地

(イ) 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

イ 業務規程第7条第4項に基づき、その農地所有者に対して、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）が行われることがあることについて書面の交付により説明を行わなければならないので、別記説明文（例）を併せて公示する必要があること。

ウ 機構が農地中間管理権を取得しようとする農用地等に、後日農地中間管理権を覆す恐れのある抵当権、仮登記又は差押登記等がある場合は、その権利の内容によっては農地中間管理権の取得を行わないこともあること。

(2) 第2条①③の場合

関連する事業要件を満たしていることを確認すること（農地中間管理機構関連農地整備事業は15年以上、地域集積協力金は6年以上の農地中間管理権の設定期間が必要となること等）。

なお、機構へ農地中間管理事業賃貸申出をした者を除く共有持分を有する者であって知っているものの全ての同意を得られていない場合で、かつ農地法第33条第1項に該当する農地の場合は、同法第33条第2項に基づく利用意向調査の手続きに移行することになることに注意すること。

(3) 第2条②の場合

ア 賃貸借に限られること。（使用貸借は不可）

イ 知事裁定による利用権の設定は、機構が利用権設定期間の賃料相当額の補償金を一括して供託しなければならないので、その補償金について機構の予算措置の準備がなされていること。

ウ 農地法第4条第1項の農地転用許可又は農地法第5条第1項の農地転用のための権利の設定又は移転の許可を受けた農地については本手続きが適用されないこと。

3 前項の回答をするにあたり、必要と認める場合は県農業担い手課と協議するものとする。

【別記説明文（例）】

当該農用地等については、県が事業実施主体となって農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）を行うことがある。

機構関連事業の主な内容及び留意事項は以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等の全てについて、農地中間管理機構の借受契約（農地中間管理権）の設定期間が、機構関連事業の事業計画の公告日から「15

年間以上から 40 年間以下」であること。

- (2) 機構関連事業は、農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含。）農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施区域については、県が市町村、地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外は、農地中間管理権の存続期間が満了し、除外要件等を満たす場合に限り可能となる。
- (5) 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）を徴収される。

（探索の要請）

第 4 条 前条の事前調整において市町村に対して様式 2 により異存ない旨回答した場合、機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 に基づき、様式 3 により農業委員会へ探索を要請するものとする。

(様式1)

(番 号)
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(市町村の長)

所有者不明農地等の取扱いについて(協議)

下記の所有者不明農地等について、不確知共有者又は不明所有者等の探索の必要があり、協議します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画案
- 2 土地登記簿謄本又はその写し
- 3 これまでの経過
- 4 その他参考となる事項

(様式 1 - 2)

(番 号)
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(県、農業委員会の長)

所有者不明農地等の取扱いについて (協議)

下記の所有者不明農地等について、不確知共有者又は不明所有者等の探索を行うにあたり、協議します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画案
- 2 土地登記簿謄本又はその写し
- 3 これまでの経過
- 4 その他参考となる事項

(様式2)

福農公第 号
令和 年 月 日

(県、市町村、農業委員会の長)様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

所有者不明農地等の取扱いについて(回答)

令和 年 月 日付け(番号)で協議ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

(回答例1)

異存ありません。

(市町村へは様式3の写しを添付)

(回答例2)

具体的な意見内容を記述する。

(様式 3)

福農公第 号
令和 年 月 日

(農業委員会の長) 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請

下記の共有者不明農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるため、同法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、共有者不明農用地等について不確知共有者の探索を要請します。

記

【共有者不明農用地等の所在等】

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類

※機構は農用地利用集積等促進計画を添付します。

所有者不明農地等取扱要領 Q&A (未定稿)

Ver4

令和 5年 4月 1日
福島県農業振興公社

- Q1** 第2条②について、農業委員会が農地法第32条第3項又は同法第33条第2項に基づき所有者等不明農地について探索を行おうとする場合で、所有者等不明農地が機構業務規程第6条各項に定める農地中間管理権を取得する農用地等の基準を満たさないことが見込まれる場合は事前調整が不要ということだが、その意味するところは何か。
- A1** 農業委員会は、所有者等不明農地について探索を行ってもその農地の借受者（機構転貸の見込み）がない場合、公示を行わないと思いますが、借受者（機構転貸の見込み）があり公示を行う場合は機構と事前協議を行ってくださいという意味です。
- なお、農地法第4章の遊休農地に関する措置についての質問は、県農村振興課までお願いします。
- Q2** 第3条第1項の十分な余裕とは具体的にどの位なのか。
- A2** 農業委員会の公示は、少なくとも2か月の期間が必要となります。機構関連農地整備事業を予定している場合は、土地改良法の計画決定公告予定日から概ね6か月以上前までには協議するようにしてください。
- それ以外の場合は、借受予定者の営農計画を考慮して協議願います。
- Q3** 土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）が行われることがあることについて、知れている共有者については書面の交付により説明とは具体的にどうするのか。
- A3** 知れている共有者については、機構関連農地整備事業が予定されていない場合は「農地中間管理事業賃貸申出書」の中の説明項目にチェックしていただきます。
- 機構関連農地整備事業が予定されている場合は「説明文」を2部交付して説明を行い、1部について説明を受けた旨の確認印を頂いて回収します。
- Q4** 知れている共有者全ての同意を得られていない場合とは、どのような場合か。

A4 知れている共有者の一部から明確な反対の意思表示があった場合をいいます。
知れている共有者であっても、探索の結果判明した共有者と同様に、住所地に書類を簡易書留で送付し2週間以内に返信がない場合には、不明者として扱うことができます。

Q5 申出のあった共有者が、共有者不明農地の公示の途中で死亡した場合の取扱いはどうなるのか。

A5 死亡した共有者に相続人がいる場合はその立場を引き継ぐので、そのまま農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の3に基づく公示を継続します。
ただし、相続人が相続放棄をした場合など、相続人が不在となった場合は、同条に基づく公示は中断し、農地法第33条第2項に基づく公示手続きに移行してください。

Q6 機構の予算措置とは何か。

A6 機構が利用権の補償費用を供託する財源は、当公社自主財源又は農地売買等支援事業を活用し公益社団法人全国農地保有合理化協会からの無利子貸付を活用することになります。

Q7 農業委員会が公示する農用地利用集積等促進計画とは何か。

A7 機構が借り入れる場合の農用地利用集積等促進計画とは、各筆明細及び農地中間管理事業の借入に係る共通事項（促進借入7号）をいいます。
これに加えて、福島県農地中間管理機構所有者不明農地等取扱要領第3条第2項(1)イの「別記説明文（例）」（機構関連農地整備事業が行われることがある旨の説明文）を一緒に公示する必要があります。

Q8 登記名義人の戸籍からの共有者探索は配偶者と子に限定されますが、申出人からの聞き取りによる共有者の探索は具体的にどのように行いますか。

A8 最初に、申出人と登記名義人の相続関係説明図が必要となります。
また、申出人の相続関係探索の過程で申出人の兄弟や叔父叔母の住所地も判明すると考えられます。

次に、諸般の状況から行方不明であることが明らかな兄弟や叔父叔母は「不明」として差し支えありませんが、関係が疎遠というだけでは「不明」の扱い

はできません。

なお、判明した共有者であっても、農業委員会が住所地に同意を求める書類を簡易書留で送付し、2週間以内に返信がない場合には「不明」として取り扱うこととなっております。

Q9 地区の共有地の場合の探索は具体的にどうするのか。

A9 登記名義人が多数にのぼること及び共有地の任意の管理組合が管理していることが想定されます。

この場合は管理組合員の全員の同意が必要です（同意の確認は管理組合の総会議事録でも可）。

なお、管理組合員と登記名義人の相続関係説明図には、兄弟や叔父叔母は「不明」として取り扱って差し支えありません。

3 非農地通知關係 参考樣式

(様式第1号)

農地・非農地の判断対象地リスト

令和〇年〇月〇日現在

〇〇農業委員会

① 所在	② 地目		③ 面積(m ²)		④ 所有者氏名	⑤ 再生利用が 困難な農地の 把握年月日	⑥ 現状確認実施日	農地の状態	⑦ 農地・非農地の 判断結果
	農地基本台帳	登記簿	登記簿面積	実面積					
	畑	畑	180	180		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	竹、木が生育している	非農地
	畑	畑	200	200		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	雑草、かん木類が生育している	非農地

○ 農地・非農地の判断対象地リストへの記載内容

①～②: 農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

③: 【地目】…左側の農地基本台帳の地目については、田、畑を記入し、樹園地の場合は果樹園○印、桑園△印、茶畑×印を記入して下さい。

④: 農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

⑤: 【面積】…登記簿面積を左側に記入して下さい。また、実際に利用している面積が著しく異なったり、実測が行われた場合はその実測面積を右側に記入して下さい。

⑥: 農地基本台帳の所有者氏名を記入して下さい。

⑦: 農地法第30条に基づく利用状況調査や農地パトロール等による、再生利用が困難な農地の把握年月日を記入して下さい。

⑧: 農地法第30条に基づく利用状況調査や農地パトロール等による、現状確認(再調査)の実施年月日を記入して下さい。(⑤と⑧が同日なら「左記と同じ」と記載)。

⑨: 「農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号)第4に基づき農業委員会

が農地に該当するか否かを判断した場合は、その結果(「農地」、「非農地」)を記入して下さい。

(様式第2-1号)

非農地判断に係る事前通知書

年 月 日

(土地所有者・権利者氏名) 様

〇〇農業委員会会長 氏名

〇〇農業委員会では、あなたが所有（借受）する下記土地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否か判断することとしたので、非農地判断を拒む場合は〇月〇日までに農業委員会に申し出てください。

なお、非農地判断を拒む場合は、農地法第2条の2により、農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないこととされていることにご留意ください。

記

土地の所在	地番	地目		面積		農地の状態
		農地基本台帳	登記簿	農地基本台帳	登記簿	

※登記簿の地目・面積が分かる場合はその地目・面積を記載する。

(様式第2-2号)

非農地判断に係る事前通知書

年 月 日

(土地所有者・権利者氏名) 様

〇〇農業委員会会長 氏名

あなたが所有（借受）する下記1の土地について、農業委員会において、農地であるか非農地であるかの判断を行うこととなりましたのでお知らせします。

この判断を行うため、下記2の日程で現況調査を行うこととなります。

また、調査等の結果、当該土地について非農地と判断された場合は、非農地通知書を送付することとなります。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積	
		農地基本台帳	登記簿	農地基本台帳	登記簿

※登記簿の地目・面積が分かる場合はその地目・面積を記載する。

2 現地調査実施予定年月日 令和〇年〇月〇日

(様式第3号)

非農地通知一覧表(台帳)

令和〇年〇月〇日現在

〇〇農業委員会

① 所在	② 地目		③ 面積(m ²)		④ 所有者氏名	⑤ 判断年月日	⑥ 非農地通知書 発行年月日	⑦ その後の状況
	農地基本台帳	登記簿	登記簿面積	実面積				
	畑	畑	180	180		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	
	畑	畑	200	200		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	

○ 非農地通知一覧表(台帳)への記載内容

①～②: 農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

【地目】…左側の農地基本台帳の地目については、田、畑を記入し、樹園地の場合は果樹園〇印、桑園△印、茶畑×印を記入して下さい。

③: 農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

【面積】…登記簿面積を左側に記入して下さい。また、実際に利用している面積が著しく異なったり、実測が行われた場合は、その実測面積を右側に記入して下さい。

④: 農地基本台帳の所有者氏名を記入して下さい。

⑤: 農業委員会において、その土地が農地に該当しない旨判断した場合は、その判断年月日を記入して下さい。

⑥: 非農地通知書を発行した場合は、その発行年月日を記入して下さい。

⑦: 農業委員会において、その土地が農地に該当しない旨判断した場合、当該土地のその後の状況を記入して下さい。

(様式第4号)

非 農 地 通 知 書

年 月 日

(土地所有者・権利者氏名) 様

〇〇農業委員会会長 氏名

令和〇年〇月〇日の農業委員会の総会（部会）において、あなたが所有（借受）する下記土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。

なお、農業委員会は、下記土地について、農地基本台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。

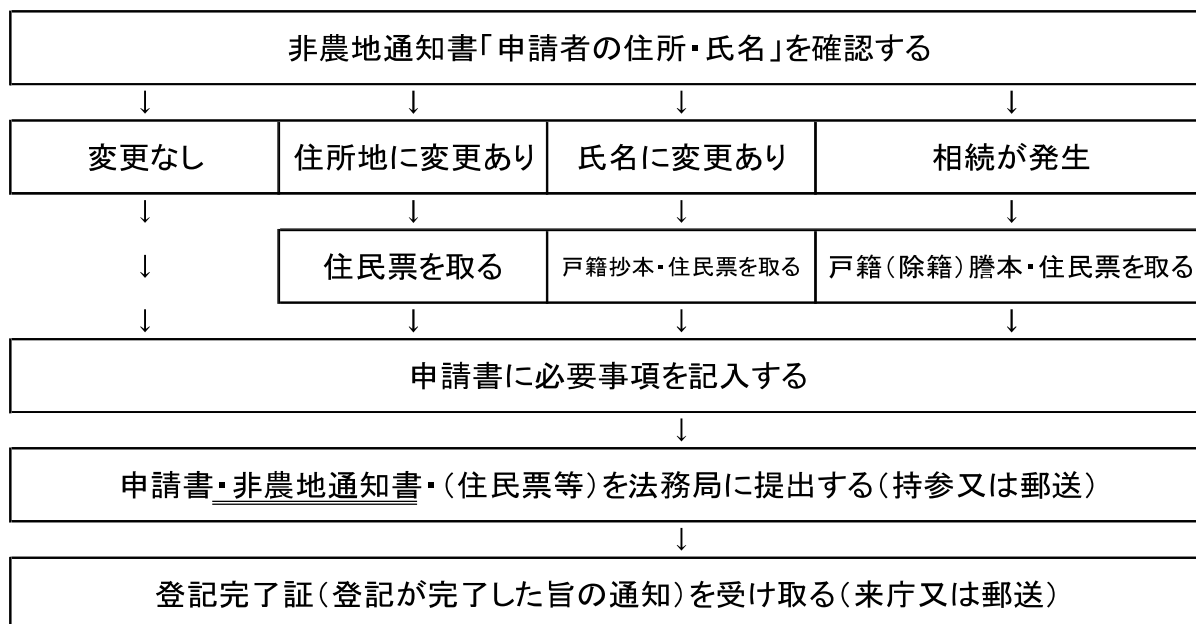
記

土地の所在	地 番	地 目		面 積		農地の状態
		農地基本台帳	登記簿	農地基本台帳	登記簿	

●非農地通知書により地目変更の登記申請をされる方へ

(必ずお読みください)

【登記申請の流れ】



- 1 登記されている土地の地目に変更があった場合は、土地の地目変更の登記をする必要があります。
- 2 登記申請は、ご自身で行う方法と土地家屋調査士に依頼する方法があります。手数料は土地家屋調査士にお尋ねください。
- 3 地目変更登記は、登録免許税がかかりません。申請されてから登記が完了するまで約2週間程度かかります。
- 4 非農地通知が届いた直後から1か月程度は、窓口及び電話とも混みあう可能性がありますので、混み合っていた場合は、後日申請をお願いします。
- 5 地目変更登記申請は、直接持参するか郵送することもできます。

【登録申請窓口】

福島地方法務局〇〇支局
郵便番号 9〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇〇 〇番〇号
電話 〇〇(〇〇)〇〇

6 申請所の書き方

農業委員会から送付された非農地通知書の「申請者の住所・氏名」と現在の住所・氏名に変更等がないか確認してください。

- ①住所に変更がある場合には、「住民票の写し」が必要です。
 - ・登録されている住所及び本籍地の記載がある「住民票の写し」が必要です。
 - ・住民票に、登録されている住所が記載されていないときは、「戸籍の附票」により確認できる場合がありますので、これの交付を受けてください。
- ②氏名に変更がある場合には、「住民票の写し」及び「戸籍の抄本」が必要です。
 - ・変更前の氏名と本籍地が記載されている「住民票の写し」又は「除かれた住民票の写し」を添付してください。そのほかに、変更前の氏名が記載されている「戸籍(又は除籍)の抄本」と現在の氏名の記載がある「戸籍の抄本」が必要です。(婚姻等で氏(姓)に変更があったときは、婚姻前の戸籍抄本(除籍抄本)と現在の戸籍抄本とが必要になります。)
- ③相続が発生しているときは、亡くなった方の「除籍謄本(戸籍謄本)」と相続人の「戸籍謄本」、「住民票の写し」が必要です。

- ・亡くなった方が死亡した旨の記載がある「戸籍謄本又は除籍謄本」が必要です。この場合、亡くなった方の登記されている住所が、本籍地と違う場合は、登記されている住所が記載されている「住民票の写し」又は「戸籍の附票」も添付してください。
- ・相続人が数人いても、その内の一人だけが地目変更の申請人になれます。
- ④別添の申請書様式に直接記入するか、パソコン等で作成してください。
 - ・直接記入する場合、インク又は黒のボールペンではっきりと書いてください。
 - ・パソコンで作成する場合は申請諸様式を参考にA4の用紙に印刷してください。

7 申請書「法務局提出用申請書」に必要な事項を記入します。

申請書記載例の(注1)から(注8)の説明は以下の通りですので、ご参照ください。

- (注1)・農業委員会から送付された非農地通知書を、忘れずに提出してください。
- (注2)・申請書を法務局に提出する日の記入をします。
- (注3)・申請人(非農地通知書のあて名の方)の住所と氏名を記入し、氏名の横に認印を押してください。
 - ・相続されているときは、「申請人」の上の行に、「被相続人 何某(亡くなった方の氏名)」と記入します。
 - ・申請人は相続人の住所と氏名を記入します。
 - ・代理人が申請する場合は、まず、申請人の住所と氏名を記載し、その下の行に、代理人の住所と氏名を記載し、代理人の認印を押してください。
 - ・代理申請の場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。
- (注4)・申請書の記載事項に訂正等がある場合には、法務局の担当者から連絡しますので、日中に連絡が取れる連絡先の電話番号(携帯電話、勤務先、自宅等)を記入します。
- (注5)・所在は、非農地通知書の所在欄に記載されている住所を記入します。
 - ・欄が二段になっていますが、上段に記載してください。
- (注6)・「①番地」欄には、非農地通知書の番地を記入します。
 - ・「②番目」欄には、非農地通知書の地目(田・畑)を記入します。
 - ・「③地積」欄には、非農地通知書の面積を記入します。
- (注7)・「②地目」欄の下段に現在の地目を記入します。
 - ・現在の地目は、地農地通知書の地目「現況」欄に記載されている地目を参考に「原野」「山林」等と記入します。(現況欄が「竹林」は山林。「雑木繁茂」は原野となります。)
- (注8)・「登記原因及びその日付」欄に、地目の変更があった日を記入します。
 - ・「原野」への地目変更の場合は、耕作をやめた時期により、次の通り記入する。

①「昭和」の時代の場合	→ 「昭和年月日不詳地目変更」
②「平成」の時代の場合	→ 「平成年月日不詳地目変更」
③分からない場合	→ 「年月日不詳地目変更」

8 作成した申請書を法務局に提出します。

- ・申請は、窓口で「①持参」する方法と「②郵送」する方法があります。
- ・申請書と非農地通知書は必ず法務局に提出してください。
- ・住所変更や相続があるときは、前記で説明した住民票や戸籍謄本等の添付をお願いします。

①申請書等を窓口で持参する場合

- ・ハンコ(認印)も持参してください。
- ・登記が完了しますと「登記完了証」が発行されます。窓口で受領するほか、郵送で受領することも可能です。郵送で受領を希望される方は、登記申請をされる際に、返信用切手を貼った封筒(住所、氏名を記載)を提出してください。

②申請書等を郵送する場合

- ・申請書等を入れた封筒の表面に「不動産登記申請所在中」と記載し、「書留郵便」により送付してください。登記完了後に「登記完了証」を「書留郵便」により送付しますので、返信用切手(〇〇円)を貼った封筒と一緒に送付してください(法務局(支局)で直接受領される場合は返信用封筒と切手は、不要になります)。

所有者本人が申請する場合 の例 1

登 記 申 請 書

登記の目的 地目変更

添付書類

非農地通知書 住所変更証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

福島地方法務局〇〇支局 御中

申請人

住所 **福島市〇〇町〇〇-〇〇**

氏名 **福 島 太 郎**

連絡先の電話番号 (**024-521-0000**)

(携帯 **090-1111-2222**)

登記識別情報通知書及び添付書類原本は登記完了証と共に
 申請人 代理人 住所あて郵送により送付願います。

土地の表示	所在	福島市〇〇町字〇〇		
	①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付
	<u>15番1</u>	<u>田</u>	<u>330</u>	(注6) 非農地通知書に記載されている番地・地目・地積を記入します。
		原野 山林		②昭和年月日不詳変更
	所在	福島市△△町字		
	①地番	②地目		原因及びそ
	<u>16番1</u>	<u>田</u>	<u>560</u>	昭和か不明なときは このまま年月日不詳
		原野 山林		② 年月日不詳変更

※ これは記載例です。下線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

**所有者の代理人が申請する場合
の例 2**

登 記 申 請 書

登記の目的 地目変更
 添付書類 (注1) **委任状を添付します。**
 非農地通知書 代理権限証書 住所変更証明書
 (必要に応じて) 現在の住所が住所変更などにより登記と一致しない場合は、添付書類欄に「住所変更証明書」と記載して、住民票などを添付して登記上の住所と現住所のつながりを証明することとなります。権利証などにより住所が変わっていないか確認します。
 令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 (注2) 福島地方法務局〇〇支局 御中
 申請人 住所 **福島市〇〇町〇〇-〇〇** (注3) 現在の住所を記載します。
 氏名 **福島 三太郎**
 申請代理人 住所 **福島市〇〇町〇〇-〇〇**
 氏名 **福島 太郎** (印) (注4)
 連絡先の電話番号 (〇24-521-0000)
 (携帯 090-1111-2222)

登記識別情報通知書及び添付書類原本は登記完了証と共に
 申請人 代理人 住所あて郵送により送付願います。
 郵送による受領を希望する場合にチェックをします。書留分の切手と返信用封筒を同封忘れずに。

土 地 の 表 示	所 在	福島市〇〇町字〇〇 (注5)		
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
	<u>15番1</u>	<u>田</u>	<u>330</u>	(注6)非農地通知書に記載されている番地・地目・地積を記入します。
		原野 山 林		②昭和年月日不詳変更
		福島市△△町	(注7) 雑木繁茂なら「原野」、竹林なら「山林」となりますので、不要な文字を消します。	(注8) 昭和に耕作をやめていれば昭和の文字を入れます。
	①地 番	②地 目	③地 積 m	原因及びその日付
	<u>16番1</u>	<u>田</u>	<u>560</u>	昭和か不明なときはこのまま年月日不詳
		原野 山 林		② 年月日不詳変更

※ これは記載例です。下線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

委任状

受任者

住所 福島市〇〇町〇〇—〇〇

氏名 福島 太郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記について委任する。

記

- 1, 下記のとおり の地目変更登記申請に関する一切の権限
- 3, 登記完了証の受領に関する権限
- 4, 副代理人の選任に関する一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任者

住所 福島市〇〇町〇〇—〇〇

氏名 福島 三太郎 (印)

所有者の住所と氏名の記載と押印をします。

所在		福島市〇〇町字〇〇		
土地の表示	①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付
	<u>15番1</u>	<u>田</u>	<u>330</u>	(注6) 非農地通知書に記載されている番地・地目・地積を記入します。
		原野 山—林		②昭和年月日不詳変更
		福島市△△町	(注7) 雑木繁茂なら「原野」、竹林なら「山林」となりますので、不要な文字を消します。	(注8) 昭和に耕作をやめていれば昭和の文字を入れます。
	①地番	②地目		その日付
	<u>16番1</u>	<u>田</u>	<u>560</u>	昭和が不明なときはこのまま年月日不詳
		原—野 山 林		②年月日不詳変更

所有者の相続人が申請する場合の例
 (非農地通知書右下余白の所有者名と送付先の氏
 名が一致しない場合) 3

登記申請書

登記の目的 地目変更

(注1)

添付書類

非農地通知書 相続証明書

所有者が死亡していること。申請人が所有者の相続人であることを証明するため戸籍謄本と相続人の住民票を添付します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

(注2)

福島地方法務局〇〇支局 御中

申請人

(被相続人 福島 太郎)

住所 福島市〇〇町〇〇-〇〇

氏名 福島 三太郎

連絡先の電話番号 (024-521-0000)

(携帯 090-1111-2222)

印

(注4)

登記識別情報通知書及び添付書類原本は登記完了証と共に

申請人 代理人 住所あて郵送により送付願います。

郵送による受領を希望する場合にチェックをします。書留分の切手と返信用封筒を同封忘れずに。

土地の表示	所在	福島市〇〇町字〇〇 (注5)		
	①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付
	<u>15番1</u>	<u>田</u>	<u>330</u>	(注6) 非農地通知書に記載されている番地・地目・地積を記入します。
		原野 山林		②昭和年月日不詳変更
		福島市△△町	(注7) 雑木繁茂なら「原野」、竹林なら「山林」となりますので、不要な文字を消します。	(注8) 昭和に耕作をやめていれば昭和の文字を入れます。
	①地番	②地目		原因及びその
	<u>16番1</u>	<u>田</u>	<u>560</u>	昭和か不明なときはこのまま年月日不詳
	原野 山林		② 年月日不詳変更	

※ これは記載例です。下線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

(法務局提出用申請書)



登記申請書

登記の目的 地目変更

添付書類
非農地通知書

令和 年 月 日申請

福島地方法務局〇〇支局 御中

申請人 住所

氏名 印

連絡先の電話番号 (- -)
(- -)

土地の表示	所在			
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
	所在			
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②

土 地 の 表 示	所在			
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
	所在			
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
	所在			
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
	所在			
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②

※ 記入する欄が不足するときは、この用紙をコピーして使用してください。

登 記 申 請 書

登記の目的 地目変更

添付書類

非農地通知書 代理権限証明 住所変更証明書

令和 年 月 日申請

福島地方法務局〇〇支局 御中

申請人 住所

氏名

申請代理人 住所

氏名

連絡先の電話番号 (- -)

(携帯 - -)

印

登記識別情報通知書及び添付書類原本は登記完了証と共に

申請人 代理人 住所あて郵送により送付願います。

土 地 の 表 示	所 在			
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
		原 野 山 林		② 年月日不詳変更
	所 在			
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
		原 野 山 林		② 年月日不詳変更

委 任 状

受任者

住所 _____
 氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記について委任する。

記

- 1, 下記のとおり之地目変更登記申請に関する一切の権限
- 2, 登記完了証の受領に関する権限
- 3, 副代理人の選任に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者

住所 _____
 氏名 _____



土 地 の 表 示	所 在			
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
		原 野 山 林	⋮	② 年月日不詳変更
	所 在			
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
		原 野 山 林	⋮	② 年月日不詳変更

登 記 申 請 書

登記の目的 地目変更

添付書類

非農地通知書 相続証明書

令和 年 月 日申請

福島地方法務局〇〇支局 御中

申請人 (被相続人)

氏名

住所

連絡先の電話番号 (- -)

(携帯 - -)

登記識別情報通知書及び添付書類原本は登記完了証と共に

申請人 代理人 住所あて郵送により送付願います。

土 地 の 表 示	所 在			
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
		原 野 山 林		② 年月日不詳変更
	所 在			
	①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付
		原 野 山 林		② 年月日不詳変更

連絡先

1 農地法第四章（遊休農地に関する措置）に係る案件

農林水産部農村振興課 (農林事務所)	024-521-7415
県北農林事務所農業振興普及部農業振興課	024-521-2604
県中農林事務所農業振興普及部農業振興課	024-935-1308
県南農林事務所農業振興普及部農業振興課	0248-23-1556
会津農林事務所農業振興普及部農業振興課	0242-29-5303
南会津農林事務所農業振興普及部農業振興課	0241-62-5253
相双農林事務所農業振興普及部農業振興課	0244-26-1147
いわき農林事務所農業振興普及部農業振興課	0246-24-6160

2 農地法に係る案件（第四章以外）

農林水産部農業担い手課 (農林事務所)	024-521-7396
県北農林事務所企画部指導調整課	024-521-2597
県中農林事務所企画部指導調整課	024-935-1303
県南農林事務所企画部指導調整課	0248-23-1553
会津農林事務所企画部指導調整課	0242-29-5553
南会津農林事務所企画部指導調整課	0241-62-5252
相双農林事務所企画部指導調整課	0244-26-1154
いわき農林事務所企画部地域農林企画課	0246-24-6152